

第19	議案第36号	厚岸町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第20	議案第37号	厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
第21	議案第38号	厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について
第22	議案第39号	厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
第23	議案第40号	町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
第24	議案第41号	厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
第25	議案第42号	厚岸町障害福祉サービス事業条例の制定について
第26	議案第43号	厚岸町乳牛改良資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
第27	議案第44号	厚岸漁港休憩施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
第28	議案第45号	厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
第29	議案第46号	厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第30	議案第47号	厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

厚岸町議会 第1回定例会

平成18年3月10日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番谷口議員、13番菊池議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
12番、谷口議員の一般質問を行います。
12番、谷口議員。
- 谷口議員 おはようございます。
本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2件について質問をいたします。
1点目は、少子化対策についてであります。
この問題につきましては、昨日、竹田議員も質問をしておりましたが、私なりの視点で町長に、少子化問題をどのようにとらえておられるのか、厚岸町の現況はどのようになっているのか、今後の対策についてお伺いをいたします。
1つには、厚岸町における出生状況について具体的に説明をお願いいたします。
2つ目は、厚岸町の少子化対策と子育て支援事業等についてどのようになっているのか、また今後の課題、どのような対策を考え、支援しようとしているのか、お伺いをいたします。
2つ目は、矢臼別演習場についてであります。
今年度は在沖縄の米海兵隊の砲撃訓練はないと思われませんが、この3月5日から日米共同訓練が始まり、矢臼別演習場の基地機能が強化されていくのではないのか、米軍再編計画の中で矢臼別演習場についてもたびたび移転候補地として名前が出ておりますが、そのような動きは現在はないのか、もしそのようなことがあった場合にはどのように対応をされるのかお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。
2つ目は、1つ目としてお願いをしておりましたが、矢臼別演習場内の土砂流出防止対策についてでありますけれども、矢臼別演習場・別寒辺牛川土砂流出対策等検討委員会の最終報告がこのたび出されておりますが、トライベツ川砂防ダム改良と土砂発生源対策を提言しておりますが、今後この提言に沿ってどのように進めていかれるの

か、特にトライベツ川の砂防ダムの改良が急がれると思われませんが、その見通しと発生源対策についてどのようになるかお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

12番、谷口議員の一般質問にお答えいたします。

まず、厚岸町内の出生状況と出生率はどのようになっているのか、この状況について申し上げます。

まず、ある年に生まれた出生数をその年の人口で割ったものを1000倍した人数をあらわす出生率の推移ですが、昭和54年では国が14.2、道が14.3、釧路管内が15.2、厚岸町が15.2であったものが、平成16年には国が8.8、道が7.8、釧路管内が8.2、厚岸町が8.2となっています。

また、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその観察期間の年齢別出生率で一生の間に産むとしたきの子供数に相当する合計特殊出生率ですが、この率は全国の人口維持には2.08必要とされています。昭和62年では国が1.69、道が1.54、釧路管内が1.73、厚岸町が1.86であったものが、平成14年には国が1.32、道が1.22、釧路管内が1.34、厚岸町が1.58となっています。

なお、空欄になっているところにつきましては、昭和57年以前では釧路管内と厚岸町についての合計特殊出生率が算定されていなかったこと、また平成15年以降については未発表でありますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、厚岸町の少子化対策、子育て支援対策はどのようになっているのか、今後どのようなことを考えているのかについてですが、当町における少子化対策、子育て支援対策につきましては、急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、平成15年7月に成立し、平成26年度まで10年間の時限立法とされる次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針を受け、平成13年3月に策定いたしました厚岸町次世代育成支援行動計画に基づき、推進をし、1年を経過しようとしております。

この計画は、町内の子育て中の人、保健医療関係者、福祉団体等関係者の方々に参画いただいた厚岸町次世代育成支援対策推進協議会を設置し、利用者ニーズの把握や懇談会を経て策定したもので、基本理念、基本的な視点、施策の目標、実施施策といった体系を図り、全86事業、うち新規2事業とする内容を前期計画とし、平成21年までに必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を策定するものとしております。

なお、前期計画においては、ニーズ調査結果や地域懇談会の意見を踏まえ、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を進めるため、乳幼児の一時預かり、一時保育事業を包括し、仕事と子育ての両立を支援するファミリー・サポート・センター事業の設置を目標としているところです。

なお、資料要求のございました厚岸町の少子化対策、子育て支援の事業と具体的な内容については、昨年5月にお配りしております厚岸町次世代育成支援行動計画のとおり

でございますので、ご了承願います。

次に、矢臼別演習場内の土砂流出防止対策について、検討委員会の最終報告のトライベツ川砂防ダムの改良と土砂生産源対策についての提言を今後どのように進めていくのかとの質問ですが、本年1月19日に矢臼別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策検討委員会から最終報告が札幌防衛施設局と厚岸町に提出され、その中で、質問者が言われているトライベツダムの改良とあわせて、トライベツ川を含めフッポウシ川、西フッポウシ川流域土砂生産源対策を実施すべきとの提言がありました。

厚岸町としては、札幌防衛施設局とも協議し、障害防止対策により実施している別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業により河川調査などを実施しておりますが、平成17年9月27日、厚岸町で開催された検討委員会で方向が示され、既設ダムをスリットダムへの改良を速やかに実施すべきとのことから、ダム改良への実施設計を業務委託しているところであります。その結果に基づき、トライベツ川ダム改良を平成18年度予算に計上させていただいております。

新たな土砂生産源対策については、湿原性流域の水辺環境を保全しつつ、演習場としての機能性を損なわない、土どめ、緑化、山腹工、沈砂池などを主体とした土砂流出対策を検討しており、今年度に同じ事業によりトライベツ流域での生産源対策を実施するための現況把握と工種の検討、さらには実施設計を行いたいと考えておりますし、今後継続して土砂流出、生物生息にかかわる流域モニタリングと演習場内の流域特性に応じた土砂流出対策を防衛施設局と協議し、取り進めてまいりたいと考えております。

次に、米海兵隊の砲撃訓練や日米共同訓練などで基地機能が強化されるのではないかとのお尋ねですが、米海兵隊実弾射撃訓練につきましては、まだ平成18年度のスケジュール公表がされておられません。

ご承知のとおり、沖縄県道104号線越え射撃訓練の分散実施は、「特定の演習場に集中せず、固定化されないように」との受け入れ条件を示したこともあって、全国5カ所の演習場の中から毎年4カ所が選定されており、1カ所は順に外れる形で推移してきております。この米海兵隊の矢臼別演習場での分散訓練は平成9年度から実施されてきており、5年目の平成13年度に一度、対象演習場の選定から外れましたが、その後の4年間は継続して実施されてきています。このことから、平成18年度は対象外になると予想しておりますが、現在のところ明確にされていない状況であります。

一方、日米共同訓練につきましては、今月5日から16日までの間、矢臼別演習場で、釧路町に駐屯する陸上自衛隊第27普通科連隊と米陸軍の共同訓練が実施されており、米国土からオレゴン州兵約300人が参加しております。この日米共同訓練は、陸海空の各自衛隊と米軍との間で実施され、道内の演習場でも毎年実施されてきております。矢臼別演習場においては、これまで昭和59年、平成4年及び平成13年に実施され、今回が4回目ですが、この訓練は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における日米対処行動を円滑に行うため、それぞれの戦術技量の向上を目的とされているものであります。

また、米軍再編制計画の中での矢臼別演習場への移転構想に関しては、平成16年にマスコミにおいてさまざまな報道がされましたが、国からそのような情報は一切なく今日に至っており、現実的な考えでないかとらえております。

したがいまして、これらのことが矢臼別演習場における基地機能の強化に結びついて
いるとは理解しておりません。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 ただいま、町長からご答弁をいただきましたけれども、さらには資料の提出
もしていただきまして、ありがとうございます。

この少子化問題については、昨日竹田議員が質問しておられましたけれども、本当に
有効な対策をどのように打っていくのかということが非常に大事ではないのかなという
ふうに思われます。

それで、たまたま昨日、パソコンをあけてメールを見ましたら、村山市ふるさと便り
というメールが入ってきていました。きっと役場の人たちも何人かは見ているのでは
ないかなというふうに思うんですけども、「今週のひととき」というところに「3人目の
子供」というメールがあって、この問題はやはり非常に関心があるんだなというふう
に思います。

それで、この問題をやはりきちんと取り組んでいくということが非常に大事になっ
てきていると思います。先ほど、町長も説明しておりましたけれども、厚岸町で次世代
育成支援行動計画というものを出しているわけですけども、これが本当に子育てある
いは子育て支援に結びついていく、そういう内容になっているのかなということになると、
非常に課題がまだまだたくさんあるのではないのかなというふうに思います。

それで、厚生省は少子化対策の大綱を平成16年6月4日に閣議決定して、4つの重点
課題を発表しております。そして、この中には、若者の自立とたくましい子供を育てる
とか、仕事と家庭の両立の支援、それから生命の大切さをきちんと教える、家庭の役割
について理解をさせる、そして子育ての新たな支え合いと連帯というような内容で、目
標を決めて、目指すべき社会の姿というものを示して、それが具体化されてきているの
ではないのかなというふうに思います。

結果的に、私は思うんですけども、地域が本当に元気があるか、活性化しているか
どうかは、やはり子供たちの声が町の中に響き渡っているかどうかということではない
のかなというふうに思います。それで、毎朝子供たちが通学路をどのくらい歩いている
のかなというふうに思って、家の前にたびたび出てみるんですけども、最近子供た
ちが列をなして登校するという風景はほとんどなくなりました。また、放課後に子供
たちがあちこちの空き地で何らかの遊びをするというようなことも、ほとんどないのが
今の現状ではないのかなというふうに考えています。

そこで、私は、今出生率の問題、町長が1回目の答弁で説明されましたように、合計
特殊出生率が全国で2.08にならなければならないというふうになっていますよね。と
ころが、これを大幅に割り込んでしまっているのが現在の姿であるというふうになっ
てきています。厚岸町においても、残念ながら1.58まで下がっているということです。こ
れは特に北海道が東京に次いで特殊出生率が低いと。そして、沖縄が全国では一番
出生率が高いわけですよね。そのほかにも、高いのが、平均に、九州あるいは南の方
の鳥取だ

とか島根だとか、こういうところが出生率としては高いわけですがけれども、これらについて、どうして北海道が低いのか、その辺の分析をやはりきちんとしていく必要があるのではないのかなというふうに私は考えます。

それで、戦後ベビーブームというのは2回あったわけですよ。第1次のベビーブーム、町長さんが控えている後ろの方に、何人かそういう時代に生まれた人たちがいるのではないのかなというふうに思いますし、その子供たちの子供、いわゆる第2次ベビーブームがあったわけですがけれども、残念ながら、この第2次ベビーブームの子供たちの出生数、出生率が非常に高い水準に持ってくることができなかった。これが大きく今出生率の低下にさらにそれを押し下げているというか、そういう状況になってきているのが今の現状でないのかなというふうに考えます。

そこで、私は、やはり出生数、出生率、これを上げていく対策を国や地方が本当に真剣に取り組んでいく時期になってきているのではないのかなというふうに考えます。先ほど申し上げました村山市のメール、この中にも若干書いています。この間の国会のこともきっとこの人は頭にあっただけではないのかなというふうに思います。少子化対策には、「仕事と育児の両立が可能な社会の実現が急務」と猪口邦子少子化担当相は意欲を示していますが、道は険しそうだ。そして、大臣は出産無料化を提案してみたものの、足取りははかばかしくありませんというような内容になっているのですけれども、今の子供たちを持つ親御さん、この人たちが何を一番子供たちを育てる上で危惧しているのか、どうすれば出生率の向上に結びついていくのか、この辺の分析をやはりしていかなければならないし、厚岸町も思い切った対策をとっていく、そういう時期に来ているのではないのかなというふうに考えます。

先日行われました津別町の講演会で、矢祭町長が出産した家庭に一定の援助を行うというようなことも言われておりました。あるいは、福島の飯館村では、子育て支援クーポンというものを今年から始めるとか、そういうことをいろんな形でその対策を講じようとしているのですけれども、子供たちを今育てていく上で問題になっているのは、どこに子育てをする上で非常に親として負担になるのか。不安の問題だとか、そういうものについては、こちらでも相当具体化されていますよね。子供たちを持ったことによるいろんな不安を、育てていく上でどうこの子供を育てていくのか。そういう親に対するいろんな援助、そういうものが具体化されています。

けれども、今やはり家庭内、子育てをする親たちが経済的な負担だとか社会的な負担、今社会も非常に勝ち組、負け組と言われるような時代ですから、職場での負担も非常に大きくなってきている。そうすると、やはり子育てに専念をするということが非常に難しくなっている。そういう親御さんたちをどう支援していくのか。せっかく育児休業法だとか、いろんな法律ができていながらもかかわらず、それを有効に利用できない、そういう人たちもたくさんいると思われま。そういう人たちをどうするのか。それから、あらゆる職場でそういうものをきちんと使っていける、利用できる体制をつくっていかなければ、結果的には絵に書いたもちをいっぱい並べただけということになってしまっているのではないのかな。

それから、子供たちを育てていく上で、やはり教育にどういうふうにかかわっていくのか、これに対する支援の体制もとらなければならないのではないのかな。そうする

と、その子供が大体高校や大学を卒業するまでの間に、どこで非常に大きな親としては負担になるのか、その辺もきちんと見据えた支援の体制もとっていく必要があるのではないのかなというふうに考えます。

ですから、1人目、2人目、3人目、こういう子育てをする上でそれぞれの家庭が本当にうちは2人目が欲しい、3人目が欲しい、そういうことに対する安心して育てていく、そういう地域社会をこの厚岸町でつくっていくということが非常に大事になっていると思いますけれども、これらについて町長はどのように考えておられるか、もう一度伺いをいたします。

次に、矢臼別演習場についてでありますけれども、今、町長からお答えをいただきましたけれども、さきの検討委員会で町長が説明されたようなトライベツ川の砂防ダムの改良を進めていくということになっております。それで、それが予算化をされているということでありまして、私は、今回のこの問題を問題点が明らかになったことをやはりきちんと押さえられて、こういう問題がこれから起きないというふうにきちんとしていかなければならないと思うんですよね。それで、この事業を進める上で、調査、モニタリング、いろんなことをされたということでありましたけれども、結果的に机上の調査等で済ませてしまった部分が相当数あったということが、今回の問題になっているのではないのかなというふうに考えます。

それから、今後、別寒辺牛川水系を含めた別寒辺牛湿原は、町長が盛んに言っておられますように、国定公園に指定されるその流域でありますから、そういうことを踏まえたやはり対策をきちんととっていかなければならないというふうに思うんですよね。自然環境をきちんと守っていく。こういうことも含めた対策をしなければ、国定公園の昇格、これにも大きな問題を残してしまう。こういうことになってはやはり私は困ると思うんですよ。

ですから、今回の問題については、やはり本当に手つかずの自然、これがある意味では、別寒辺牛川の特徴ではないのかなというふうに、大きい川ではないけれども、こういうものをきちんと今まで残してこれた、そういうものをきちんと守っていくということも非常に大事になっておりますので、これらについては、今回の砂防ダムの問題を教訓として、きちんと今後対処していただきたいというふうにお願いをいたします。

最後の自衛隊の演習の問題でありますけれども、米海兵隊の演習は今回ないわけでありまして、共同訓練ということで3月5日から始まっております。それで、今回は自衛隊と合わせて750人ですよね。それで、120ミリの迫撃砲の訓練が夜間訓練を含めで行われているということでもあります。

それで、この訓練なんですけれども、今回行われている部隊は、2004年にアフガニスタンで展開した国際テロ組織アルカイダへの作戦に参加した、そういう部隊でありますよね。そういう部隊が矢臼別の演習場で訓練をすると。国の訓練とは言いながら、やはり私たちは平和な矢臼別、これを願っているわけでありまして、こういう部隊が次から次へと来て、矢臼別の演習場で訓練をされるということになると、やはり今後の治安の問題を含めて、非常に心配な面が多くなると思います。依然として、米軍基地がある地域では、そういう米軍の事件、事故がなくなっていくわけですから、これらについては、やはりきちんとした町としても一つ一つ対応をしていただかなければ、問題が発

生した後での対応では困ると思いますので、それらについてどう対応していくのかお問い合わせをいたします。

以上です。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 1点目の少子化の対策の関係でございます。

ただいまありましたとおり、厚岸町次世代育成支援行動計画でございますけれども、これには町民の参画をいただいた中で、さらに懇談会、そういったものも開いた上で作成したところでございますけれども、そういった中で、私どもアンケート調査等を実施しながら、保護者の具体的なニーズなどもお聞きしているところでございます。この対策は非常に計画をつくる段階で、これは国家的な問題でございますから、国の方でその要因等を分析し、それに基づいた国の指針が示された、その内容に基づいて計画づくりというふうに取りかかったわけですが、さてそれでは厚岸町でどう取り組むことになるのかということも、当然議論になったところでございます。

ただ、1つ何かをやれば、具体的にこれだけ人数がふえるという、そういったことが言えるかということについては、非常に計画策定にかかわった方々も大きく悩んだところでございますし、そういった意味では、町民からお聞きした意見も非常に重要視されて、その意見と申しますのは、多かったのが、安心して町内で要は小児科に行きたい。冬期間、特に釧路に行く交通の便も悪いものですから、そういった関係では、非常に町内に小児科を望む声が多くございました。

また、一方では、子供のあるお母さん、特に若いお母さんたちにとっては、保育所に期待する声あるいは児童館に期待する声が非常に多いわけでございます。この背景には、子供が若年時に、ゼロ・1歳児のときからもう共働きと。そういったことを希望する、育児と仕事、先ほどお話の中にございました子育てと仕事の両立ということですが、これについても、やはり行政側に保育所と児童館あるいは子育て支援センター、安心して子供を預けたいという声が多いというのが、私どもが町民から受けた実態でございます。

そういった意見をもとにこの計画をまとめたわけですが、国の指針によりますと、それぞれの項目、それぞれのライフスタイルというんでしょうか、それぞれの時期あるいはそれぞれの生活状況に合った対策をつくるという、これが計画の内容でございます。こういった体系化をつくったわけですが、そういった部分では、厚岸町がこれまでとってきた対策、特に若年者の保育でありますゼロ・1歳児保育、これについては早く取りかかった自治体ではないのかな。また子育て支援センターにおいても、湖南地区に1カ所、湖北地区に1カ所、現在運営をさせていただいております。また、厚岸保育所、それからあみかの方では子育て支援センターと、こういった手厚い児童対策がこれまでとられております。これにもかかわらず、ご承知のように、資料をお出ししましたが、子供は減っている状況であります。

そういったことから、この計画をすべて実施すると子供がふえるのかという部分については、今後やった事業を町民に公表しながら、さらに計画を見直した上で継続的な検討が必要かと思っております。

それで、親の危惧ですね、ここの部分については、経済的な負担が大変だという意見は、具体的には保護者から出てきておりませんでした。しかし、この計画づくりの背景には、今教育にかかる費用ですね、そういったものが非常に大きく、子供を持つこと不安というんでしょうか、一方ではありますから、経済的な負担がないわけではないですけれども、町内において子育てをする上では特に高い比率ではなかったというふうに私は受けとめております。親の不安については、やはり現状の福祉では、安心して預けて働きたいというのが町民の願いだというふうに、私はそのように受けとめております。

なお、事業者への関係につきましては、これは協力を求めるPR、そういったものが必要なというふうに思っております。

それから、先ほどの北海道が低い。それで、九州、島根、鳥取の方は高い。その分析等は今後させていただきますけれども、北海道、特に実は札幌市が非常に低い状況にございます。これが北海道全体を引き下げている状況にあるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 私の方から、矢臼別演習場内の土砂流出対策の関係でございますけれども、質問者が言われるとおり、このたびの検討委員会立ち上げも含めて、起こった問題の起因も含めて、十分配慮しながら、さらには今回の最終報告書の提言を十分尊重しながら、ダムの改良だけでなく、新たな地域特性、流域の特性に応じた形での対策等を防衛施設局とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 矢臼別演習場で行われております日米の共同訓練の関係でお答えを申し上げたいと思っております。

この共同訓練の関係でございますけれども、先ほども答弁もしくはご質問の中にもありましたとおり、本年、現在行われているわけでございますけれども、日本側の訓練参加というのは、陸上自衛隊の第5旅団、釧路におります27普通科連隊の隊員450名が参加いたしまして、それに加えて米軍の300名の合わせて750名での訓練が行われているということでございまして、この訓練の統括は第5旅団が陸上自衛隊の訓練計画、こういったものの中に含めまして、いわゆる陸上自衛隊の訓練、日米の共同訓練になりますけれども、そういった中での訓練計画として矢臼別演習場での訓練計画の中に取り込まれているというふうに説明を受けてございます。

それで、この目的につきましては、先ほど言いましたように、米軍との共同訓練、技術、技能の向上を図る、有事の際の、特に我が国への武力侵攻、こういったときでの相互理解と意思疎通を図って相互の運用性を高める、それが目的ですというふうに説明を受けてございまして、実はこの訓練開始するに当たりまして、27普通科連隊の方から来庁されまして、この訓練の事前説明を受けてございます。

この矢臼別演習場での共同訓練の実施サイクルでございますけれども、特に定まったものではない。ただ、先ほど町長の答弁にもありましたように、毎年こういった技能を保持するという意味合いの中で、道内の各部隊が均等に訓練実施できるように道内の各演習場での訓練が行われてきているというふうに伺ってございまして、その際にも私どもの方は、おっしゃられるように、米海兵隊同様、やはり心配なのは規律の保持であるということで申し上げておりますし、その辺につきましては、陸上自衛隊、全体の訓練を統括する責任において、この規律保持という部分については万全を期していきたい、そういうような説明も受けてございます。そういった中で訓練が実施されているということでございますので、私どもはこの規律保持、当然のことながらやはり一番重要な問題であるというふうにとらえておりますので、そういった機会をとらえながら、要請もしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 少子化問題についてでありますけれども、有効な対策はなかなか打ち出せないということだけでやっているのはだめだと思うんですね。それで、今、厚岸町がやっていることは、結果的には国が方針を立てたことを、それに基づいて厚岸町で具体化をして、それがやられているということだと思います。そういう点では、ある意味では先進的な部分もありますし、それは十分私も理解をしております。そういう中で、厚岸町が本当に子育てあるいは少子化対策に積極的に取り組んでいるんだなというものを打ち出していかねばならないと思います。

それで、先ほども申し上げましたけれども、やはり子育てをする親御さんが、本当に今ほとんどの家庭が専業主婦でということではならない時代になってきている。そうすると、そういう共働きをしている人たちをどう支援していくのか。そのためには、企業の中でもどういうふうに扱っていくのか。せっかくいろんなルール、法律が決まっているながら、それを有効に活用できないあるいはそれを使わせないというような状況になっていたのでは困るのではないのかなというふうに考えます。

それから、今いろんな制度で、子供たちを応援したり、親を応援しておりますけれども、例えば児童手当の問題にしても、これはどのように厚岸町としてさらにいい内容にもっていくのか。国の基準がここだからそこでとどめてしまうというのではなくて、子供たちを持つ親が何を望んでいるのか。せっかくここでいろんなアンケートをとって、その内容も示されておりますけれども、このアンケート結果が生かされるようなものになっていかねばならないのではないのかなというふうに思うんですね。これを生かしていくことも非常に大事ではないのか。

それから、実際にアンケートの対象が私ほどこまでなのか具体的にこの範囲では一定の団体しかわかりませんが、それらの他のところで親御さんたちがどういう反応を示しているのか。それから、これができたことに対するアンケートもやはり大事なのではないのかなと。つくる段階でのアンケートも大事だけれども、実際につくって運用する段階でのアンケートもやはりやっていく必要があるのではないのかなと。やはり常に町民に耳を傾けて、そして問題点を、長いスパンも大事ですけれども、短い期間での

対応もやはりしていかなければならないのではないのかなというふうに考えますけれども、これらについてどう考えていくのか。

それと、やはり地域社会が一体となって子供たちを守っていくんだという、安心してこの厚岸町で子育てができる。今、いろんな問題も発生しておりますから、なおさら非常に子供を育てるということに対する不安やいろんな問題が多いのではないのかなというふうに考えておりますけれども、これらについてもう一度お尋ねをいたします。

以上です。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答えを申し上げたいと思います。

まず、児童手当の関係でございますけれども、ご案内のとおり、今年の18年度以降、これまでの小学校3年生までを限度とした支給が小学校6年生までに拡大されることになっております。その関係では、厚岸町では1,000万円を超える手当が各家庭に支給されることとなります。これについては、当初予算の中でご説明したいと思っておりますけれども、それと同時に所得の限度額も上げて、これは国の制度ですけれども、上げている内容でありまして、現在は約70%程度の児童手当の受給率なんですけど、これを90%にするというような内容となっております。

それで、児童手当に対する町独自の上乗せということにつきましては、昨日の16番議員への答弁の中にもありまして、現在の財政下の中では上乗せ支給はできないということでございます。

また、アンケートの対象でございますけれども、まず小学校在学中のお子さんのいるすべての世帯に対して実施をさせていただいております。回収率も70%近くの回収率で、民生委員さんの回収にも協力もいただいてさせておりますから、これにかかわる方が相当来たわけでございますけれども、そのような協力もとのアンケート結果となっております。

それで、アンケートの内容が計画に反映された形ではありますが、法律の中で事業実施の内容を毎年公表することになっております。ただいまご提案いただいた計画をつくった後の町民の意見を聞く必要があると。これにつきましても、私も同感でありまして、現在ではホームページで掲載しております。また、各町内の行政機関に配布しているだけでございますけれども、18年度、この17年度1年間に現在実施しております事業をまとめ、それを町民にお知らせして、それに対する意見をいただく場を今後設けていく必要があるなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 以上で谷口議員の一般質問を終わります。

次に、8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成18年第1回定例会に当たり、さきに通告してあります3点について伺いしてまいります。理事者各位の誠意あるご回答を求めますのでございます。

まず、1点目に、国や道からの権限移譲についてであります。

今から10年以前は、盛んに地方分権が叫ばれ、多くのシンポジウムや研究がなされて、平成12年4月に地方分権一括法が施行されて、既に6年がたとうとしております。長年、中央集権型にあった行政システムを地方の自主性を尊重した地方分権のねらいは、小泉政権の誕生を機に加速するかに思われました。しかし、財源の伴わない地方独自の政策は影を潜め、逆に国より、市町村合併や最近では道州制など、地方の枠組みに及び、国の財政再建と相まって、権限移譲は進んでいないように思えます。

この6年間において国や地方が盛んに叫んでおりました権限移譲は、一つには、国・道が示した事務権限のうち、我が町として求めた項目、仕事はどのようなものがあったのでしょうか。また、実際にどのようなものを受け、扱ってきたのか。私は、この地方分権は先は進まないと思いますが、町としてはこれからどのように判断されて、その見直しを持っているのか、お伺いしたいというふうに思います。

2点目に、町の仕事の仕組みについてお尋ねしていきたいというふうに思います。

一つには、町の町長事務部局の職員定数の中に事務吏員、技術吏員と区分されております。この「吏員」とは何かと疑問に思うのでありますが、辞書に記載されておりますし、また地方自治法にまだ残っております。改正されないからそのままいいんだというふうなお考えでしょうか、その点について伺ってきたいと思います。

次に、事務、技術の区分の必要性があるのかと、これも疑問に思います。町長部局を中心に、事務職が主で、現場においても介護や保育士などそれぞれ職種に分けられておまして、そのほかは皆事務職で事は足りるのではないかと思います。どのようなお考えかお伺いしていみたいというふうに思います。

次に、収入役事務を助役が兼掌することについてお尋ねします。

地方制度調査会の答申を待って、政府は収入役・出納役制度に廃止を含め、地方自治を変えようとしておりますが、当町においても、図らずも本人の申し出により今月末をもってその役が終わろうとしております。しかし、町の収入事務は日々続くのでありまして、その会計事務の適正な執行の位置づけをはっきりとさせる上で、税財政課の中に事務を統一して、近い将来、収入役の補助組織になっております設置規則を吸収し、廃止する考えはないか、お尋ねする次第でございます。

3点目に、観光振興の観点から、味覚ターミナルの今後の位置づけについてお伺いしてまいります。

味覚ターミナルは、開業してから13年目を迎えようとしております。この間の経過は現状を見たとおりでございますが、営業的には縮小の気がしてなりません。また、今なおかつ、その事業の主要な部分は町からの委託が大きくウエートを占めているのではないかとこのように思います。このたび、指定管理者制度の導入で一つの大きな節目を迎えるのではないかとこのように考えます。

しかし、ここで少し思い出していただきたいというふうに思います。この味覚ターミナルの建設決定までにこの議会で多くの議論を交わしたことであります。その建設の目的、意義など、理事者は熱く、「大いに内外に効果のあるもの」と説明され、その説明が説得に等しい議論が交わされたのでございます。その目的、位置づけは、町のイメージアップと地元商品のPR、観光の振興と同時に、厚岸町からの観光情報を含め、その発

信基地として役割を担うという、大きな課題でありました。そのような行政上の行政が持つ目的の中で、今後の味覚の事業活動の中でどのようなかわりを持って推進していくのか、あわせてただ単に言葉のみならず、ハード、ソフトの観点から振興策はどのようなことが予定されているのかお伺いして、第1回目の質問といたします。

よろしく願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、音喜多議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、国・道からの権限移譲についてのご質問であります。北海道は道州制に向けた道から市町村への事務権限移譲方針を策定し、昨年3月に公表しました。その内容は、北海道が現在所掌する約2,500件の事務事業とそれに含まれる約4,000条項の権限のうち、189件の事務事業と2,054条項を市町村への移譲対象とするものであります。

町としては、そのすべてにわたって検討を加えた結果、27事務95条項の権限移譲が可能と判断し、北海道に要望いたしました。その後の調整で、当面事務が発生しないもの、既に移譲済みのもの、北海道の検討が不十分で移譲対象から外れたものなどが除かれ、平成18年4月から移譲を受けるのは4事業、23条項にとどまったところであります。詳細は別に配付した資料のとおりであります。

次に、既に事務権限の移譲を受けているものについてのご質問であります。平成12年4月に地方分権一括法が施行されましたが、それ以降に限って申し上げますと、鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づく7条項の権限を初め、7事務53条項が平成13年4月1日から移譲を受けており、その詳細は別に配付した資料のとおりであります。

3点目の移譲が進まない理由と今後の見通しについてのご質問であります。移譲が進んでいないという評価は別にいたしまして、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会をつくり上げるためには、住民にもっと身近な市町村が行政サービスの中心的役割を担う必要があります。そのため、国や道の持つ事務権限の大幅な地方自治体への移譲が推進されなければなりません。その一方で、自治体には一定の規模の組織や人材の確保が求められ、またこれらに要する財源の確保という難しい課題があります。こうしたことが今後の権限移譲の足かせになることは十分考えられますが、現体制の中で可能なものは積極的に移譲を受け、住民の利便性を向上させていきたいと考えております。

続いて、町の事務分掌についての質問にお答えいたします。

まず、町職員での事務吏員、技術吏員の区分の理由についてのお尋ねですが、吏員とは、地方自治法第172条第1項に、「普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く」と定められており、その吏員は、同法第773条第1項で、事務吏員と技術吏員に区分されております。

その上で、長の権限の委任を受ける者や、出納員など、吏員でなければ従事できない職務、事務吏員または技術吏員でなければ従事できない職務の規定が設けられている法令もあります。これらは、いわば官名に相当するものであり、法律に沿って任命権者が発令しておりますが、吏員とその他の職員の区分は、戦前の官公吏と雇用人との区分に

由来するものであります。

しかし、地方公務員法には、「吏員その他の職員」という表現はなく、地方公共団体の公務員を地方公務員として一律に扱っており、吏員であるか否かによって公務員としての権利義務に影響がないほか、今日においては、地方公共団体の事務の複雑化、多様化により、事務と技術が明確に分けづらくなってきています。

このため、内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会からは、昨年12月9日に、市町村収入役の廃止などとあわせて、吏員とその他の職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に「職員」とすべきであるとの答申がされています。政府は、この答申を受けて、地方自治法の改正を目指すこととしておりますので、当町におきましても、この動きに沿って対応してまいりたいと存じます。

次に、収入役事務を助役が兼掌することについて、近い将来に会計事務を税財政課に統一して、収入役の補助組織設置規則を廃止してはとのお尋ねにお答えいたします。

収入役事務を助役が兼掌し、収入役を廃止することにつきましては、さきの町政執行方針で述べたところであり、今議会定例会においてその条例制定の提案をいたしておりますので、後ほどよろしくご審議いただきたいと存じます。

会計事務を行っている出納系の業務を税財政課に統一してはとのご提言であります。この出納系の業務は、地方自治法により、収入役がつかさどる会計事務を補助し、現金の出納及び保管または物品の出納及び保管など、収入及び支出における公金の適正な管理をつかさどっております。また、一方の税財政課財政係では、予算の適切な執行管理がなされているかについて、支出伝票チェックを行うなどの業務を行っており、それぞれの役割に沿って双方でのダブルチェック機能も働かせているものであります。

このように、適正な予算執行と会計事務がとられるように、それぞれ重要な役割を担っており、当面この体制を継続する考えでありますが、ご提言いただきました内容は、これからさらに行財政改革を進めていく上での検討対象になり得ますし、今後における地方自治法などの改正の動きなども見据えて対応してまいりたいと存じます。

最後に、観光振興策について、厚岸味覚ターミナル・コンキリエの管理が指定管理者制度へ移行することによる事業活動の推進と町のかかわりについてどうなるのかというご質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としているものであり、従来の管理委託制度の考え方と大きな相違はありませんが、民間企業やNPO法人などの参入を可能にし、管理業務の担い手を拡大した上で、公募という競争原理を明確に打ち出したのが特徴であります。

事業活動につきましては、2月の厚岸町議会第1回臨時会におきまして、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の全部を改正する条例を議決いただきましたが、その条例第3条で、施設の設置目的を達成するための事業内容を規定し、従来から行ってきた事業を今後も続けることとしております。

指定管理者の責務は、法や条例に規定された管理業務を行うことにあり、その範囲内での創意や工夫で利用拡大を図り、管理経費を低減することで住民福祉の向上に寄与することが求められております。指定管理者制度においては、会議室などの利用許可や免

除の決定も指定管理者の権限になるわけでありましたが、それも法や条例などの規定を離脱することができないことは、2月の臨時会で申し上げたとおりであります。この制度改正は、指定管理者に一定の権限を代行させる一方で、町には毎事業年度終了後の事業報告書の提出、管理業務や経理の状況を報告させる権限、現場に赴いて調査する権限及び必要な指示を行う権限などが与えられ、監督権限が強化されたという側面も持っております。

このようなことから、町の当該施設へのかかわり方は、従来と変わるものでありませんし、町の観光情報や食の情報の発信基地としての役割及び町の対応につきましても、今まで以上にかかわりを強めていきたいと考えております。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 2回目の質問をさせていただきます。

まず、申し出た資料をつくっていただきまして、大変お忙しいところありがとうございます。

当初思った時点では、その資料たるものは重みのあるものか、薄いものかというか、ボリューム的にどうなのかなというふうに案じたところですが、正直言って、あれほど大騒ぎしたのは大きなボリュームであって、返ってきたのは甚だ予想外の薄いものであったなというふうに感じます。その答えが薄いものであるということではなくて、今国が盛んに、あるいは道がという、上部組織ですね、地方と国との関係にあります。そこから地方にという権限の移譲ということであれだけ大きなことを言われていた分が、中身を見ると、それほどでもないなという感じがしないではないのであります。

そこで、今答弁の中にもございましたように、国は仕掛けたような感じで、先ほどの中でも、地方分権一括法が成立されてから6年たつわけですけれども、今第2ラウンドと申しますか、道州制に話が移行してきている。いわゆる国と北海道の権限の移譲が上というか、非常にその辺のところ盛り上がり、地方は沈んでいるという状況だというふうに思います。そういう意味では、国と道との関係の議論がおさまらなければ、厚岸町にもその権限の関係について、あるいは仕事の役割というか、分担というか、そういったものが回ってこないんだなという状況ではないのかなというふうに思いますが、その辺は町としてはどのように今まで携わってきた中で思われているというか、道との関係、対応の中でどのようにこれから進んでいこうとしているのか、その辺まず1点お尋ねしたいと思います。

それから、2つ目に、答弁の中にもございましたが、厚岸町が27事務95条項というふうに判断しておるようでございます。厚岸町としてはできる仕事というか、厚岸町にかかわってこの権限は厚岸町でもやっていると判断がされたというふうに思います。しかし、実際に現段階で厚岸町がやれる仕事というのは、お示しいたいただきました資料の項目でございまして、18年、今年4月からは大きく4件の、中区分の中では11件、12年4月から今日までは7件と。お示しいただいた大区分としては、事務の名称としての仕事は7件。私にしてみれば、非常にたったこれだけしかという感じです。まだまだあるような気がしてならないんですが、これらのことも含めて、まだまだ今後この議論は続

くのかどうなのか、今始まったばかりだと見ていいのか、あるいは先ほどもお話ししましたが、一時中間的な休みに入るのかどうなのか、その辺はいかがでしょうか。

それから、同じようなことになりましたが、かぎを握るのは北海道だと思うんですね。既に支庁の再編制度が行われると。新年度から、札幌圏あたりあるいは釧路・根室圏で1つというふうに変わっていくわけですが、その道の権限というのはかなりあると私は思うんです。それぞれの市町村に配分されるというか、やらなきゃいけないという問題が出てくるというふうに思います。答弁の中にも書いてございましたが、そういう仕事片方でふえる中で、地方は行政のスリム化ということで、非常に職員を、早期勧奨を含めてそれだけの要員が確保できるのかという問題点が1つ。

それから、この資料を見てもわかるように、仕事とお金がセットかということ考えた場合、仕事が先でお金は保証がないと。これは地方にとってはほとんどない話ということになって、これは今盛んに昨日、今日あたり言っています、今国会で言っています、総理大臣と北海道知事との関係にまで及んでいるわけで、地方はお金をくれと言っていると。それはいかがなものかって、国の判断はそういう見方なんです、北海道は北海道で独自の自立した考え方で物事を進めていくということになれば、自分でやりなさいと。しかし、長いこと北海道特区というか、特別な扱いをされてきたそのことが抜け切れないということは別にしても、そういうことは別にしても、地方も同じことの考え方にあるのかなと。その見解についてお伺いしたいというふうに思います。

2つ目に、仕事の関係については、これは重々、今第28次の地方税調の中でこのことがうたわれたというのは私も後からわかりました。当然そういう形で、今どきにと。ふだん疑問に思っていたことが、そういったことでは地方税調もこんなことなんていうのはもっと早くやって……。前、話の中でこういうことを聞いたこともございます。こういう理不尽なことは今の国の方針であれば、地方自治にのっとっても地方が独自にやってもいいんでないですかと。そのくらい、地方がもうちょっときめ細かく、こういう行政条例等に目を配っていったら、今の時代に理不尽なものは、みずから手を上げて、こういうものは早くやったらどうですと。そういう条例を改正されなければというか、待つ状態ではちょっと寝てますねって言われたこともございましたけれども、本当に今ようやく、あれだけ大騒ぎしている中でも、国がようやくやろうとしているわけですから、東京からほど遠い厚岸町はまだまだ時間のかかることかなというふうに思っておりましたが、いずれにしても、こういったことは、事務方は大変でしょうけれども、常々見ていただいた方がいいのではないのかなと。このことは、町民の人にしてみても、今どきこういう吏員だなんて引っ張り出したって、「何言っているんですか」と、「何ですか」というのが落ちではないのかなというふうに思います。

それから、収入役制度について、目の前にいてお話しするのは大変ですけども、こういう形でぜひ沿って検討いただければなというふうに思います。

3点目に、味覚ターミナルの関係でございます。

私も質問の中で申し上げさせていただきましたが、本当に今からもう15年くらい前になりますか、この味覚を建てるにしたって、相当の議論を呼んだのは私だけではないというふうに思います。この場の議会の中にも、主たる人がほとんどあの議論に加わっていた経緯があるかと思いますが、あの建てた手法に今もう一度立ち返ってもいいのでは

ないのかなという気がしたものですから、質問させていただきます。

確かに、今回13年目を迎えようとしている矢先に、指定管理者制度ということに方式は変わりますが、今までとほぼ変りはないというふうに私は思います。ある程度自由裁量権があるのかなと思ったならば、それほどでもないということでございます。ただ、あそこは、味覚ターミナル・コンキリエの目的の仕事場としては、やはり営利の目的の仕事場であります。それとあわせ、行政の持つ仕事場でもあります。私は、そういう意味では、行政の持つ仕事のことに関して今回申し上げているわけです。とかく、味覚のことについて、イコール、味覚の評判っていうか、その営業がよくなければ、味覚そのものが悪いような気がするんですが、行政はそれじゃああいう建物を建てておいて、そこに町の責任も一端は含ませておいて、そしてどういう関与をしてきたのかなと。どういう支援っていうか、味覚の仕事、その事業の方は別にしても、行政としての味覚の持つっていうか、あそこを建てたその設置目的からいって、どういう役割を果たしてきたのかなと、そのことをやはり私は言っているのであります。

去年、たまたまあそこを利用させていただいて、夏の盛りでしたが、ある人から言われました。ほかの方にもお話ししたことがあるかと思いますが、ご夫婦で紋別市に毎年来るんですと。あそこを基地にして北海道を毎年夏に回るんですと。厚岸町も必ず寄るところなんですと。キャンピングカーで来られているんです。ですが、この味覚の駐車場において厚岸町のもっと情報を知りたいと思っても、パソコンは持ってきているんですが、そういうパソコンにつないで情報をとるといって、あるいはあす行く先、あるいはそういったものをパソコンで調べようと思っても、あの味覚にはそういう接続がございませんねと。私も仕事柄、なるほどなど。

じゃ、行政は今までああいうところをどういうふうに見ているんだらうと。そういえば、仕事はやれやれという感じであるけれども、そういう一般の人が見る目、あるいはほかから来る人方があの味覚にそういう利用っていうか、かかわりをどう町は見ているんだらうと、そのように感じたわけなんです。そんなことからすれば、建てっ放しで、任せっ放しで来たんではないのかなと、そんな気がしてなりません。今までの12年間の経過から見て、これから新たな道を進めさせるわけですが、味覚にどういう見解を持っているのか改めてお尋ねしたいというふうに思います。

これで2回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） まず、権限移譲の問題についてお答えをいたしたいと思えます。

現在北海道が進めている権限移譲につきましては、道州制に向けた市町村への一部権限の移譲という命題をつけたものになっております。しかしながら、このことが国と北海道との道州制の議論がなかなか見えない中で、北海道がこういう施策、権限移譲という方針を打ち出したことについて、多くの自治体から道庁の行政改革に市町村がおつき合いをするということになりはしないかという疑問の声が出されていたのは事実でございます。それが今年17年度の検討においては、道へ要望する市町村がかなり少なかった

ということにあらわれているのかなという気がしておりますし、釧路管内では、要望したのは弟子屈町とたしか厚岸町だけというような状況になっていると。それだけが原因ではございませんが、そういう状況になっているのかなというふうに思っております。

厚岸町は、27事務85条項を要望いたしました。検討の項目につきましては、最初の答弁で申し上げましたように、189事務、2,054の権限について全課で検討をしていただきました。その2,054権限の中には、いろんな事務がありまして、例えば特段の条件がなく、要望のある市町村がだれでも手を上げることができるという権限が、その2,054のうちの548ございます。その他につきましては、一定の条件整備が求められております。例えば、受け入れ態勢。専門的な知識を持った職員がいるかどうかといったようなこと。そういった体制整備が求められているのが323件。それから、特例市移譲が対象というのが205件。中核市移譲対象が381件。それから、指定都市が対象というのが14件。それから、社会福祉事務所が対象というのが11権限。それから、法制度の改正が必要、現段階での対象外というのが、ちょっと変な話ですけども、484件。現段階では対象外だというのが484件。それから、既に市町村へ移譲済みなのが88件あると。これらを全部足して2,054権限と言っているわけでございます。

したがって、厚岸町が検討の対象にしたのは、この14事務事業548権限を中心に検討をしていったという状況でございます。

できることはこれっきりかというご質問でございましたが、今回見送った中には、北海道の準備が不十分で、移譲対象にはしたものの、現状では移譲できませんといったようなものも多数含まれております。そういったものについては、北海道の体制整備ができ次第、厚岸町としては要望どおりに受け入れたいというふうに考えておりますし、今後毎年、北海道から時期を決めて、対象事務権限がこのとおりにありますが、それぞれの市町村の要望する事務を上げてくださいますと、こういうことで毎年毎年そういったやりとりが行われることになっております。したがって、厚岸町といたしましては、その段階において条件が整っているものからぜひこの権限移譲を受けていくことが、住民サービスの向上につながるというふうに考えているところでございます。

それから、移譲による事務量の増大、一方で現在市町村、厚岸町も組織のスリム化が求められていて、実際にスリム化が進んでいるという状況の中で、仕事と経費はセットになっているのかという問題であります。

お示しましたように、一応その事務の取り扱いがあった場合に、これは取り扱いがあった場合に限定されますが、1件当たり幾らという手数料的なものが北海道から入ってくることはなっている。しかしながら、これで十分かと言われると、取り扱い権限が1件とかゼロ件とかというものを含めて、いつ事務が発生するかわからないものに人を配置するなどということは到底できないのでありまして、その一方で、事務がいつときふえますと、その対応に苦慮するという問題も出てまいりますので、事務権限移譲と経費は形式的にはセットになっておりますが、実質的には実際にかかる経費から見ると、来る手数料交付金はかなり不足するのではないかという考えを今のところ持っております。それがまた権限移譲を受ける際のいろんな障害になるのではないかとこのようにも思っております。

それから、味覚ターミナルの件についても続いて申し上げますが、味覚ターミナルは

収益的事業と非収益的事業に分かれておりまして、今のお尋ねは特に非収益的事業として町がやるべきことについて、コンキリエとどういのかかわりを持っているかというお尋ねであったかと思えます。

町は、会議室あるいは食文化研究室という部屋を1つ持っておりますのと、それから観光案内所というスペースを基本的には町が運営するというので、そのスペースを持っております。こうした場所における例えば食文化研究と言われる研修とか研究、あるいは料理講習会、こういったものは当初そこで予定をしておりましたけれども、なかなか場所の広さとか、それから厨房の問題であるとか、さまざまな問題がありまして、場所を移して、コンキリエではなくて、違う場所でそういったものを開催しているといったような状況に現状はなっております、会議室の有効利用という面からは少し問題があるのかなというふうに思っております。

その一方で、コンキリエはその会議室等を利用いたしまして、お客様に料理の説明をしながら食べていただくといったようなことで、その部屋を使っているという状況であります。

それから、観光案内につきましても、スペースはあって、これは運営を味覚ターミナル・コンキリエに委託しているわけでありまして、町は人件費相当分を委託料として支払っておりますが、ここの企業についても不十分だというふうに認識をしております。特に、今年度からそこに委託とはいえず、いわゆる観光案内というのはそこにいる人の問題にもなるわけでありまして、そういった人に対する研修とか、厚岸町の情報等をより多く知ってもらうための助言、こういったものを今年度は特にやっておりますし、それからパンフレットやあるいは行事等の案内についてのきめ細かい掲示物も、常に役場の方からそこへは持参して掲示していただくようにといったようなことをやっております。しかしながら、まだそこにいる人1人で厚岸町の観光情報をきちっと提供できる状況にはないというので、ここはやはり大きな改善をしていく必要があるというふうに認識をしております。

それから、もう一方で、厚岸町の特産品に対する消費者の感じ方といいますか、ニーズ、あるいはどういうものが売れるか、どういうものが売れないのかと、こういったことについては、特に売店における販売の状況から明確になってまいります。したがって、それらの情報は製造業者に即還元をされているということで、これは成果を上げているのではないかと考えておりますが、最近さらに小口化、いわゆる高いものは売れないという傾向が強まっております、より小口の商品はどう製造するかということが製造業者に求められているという話も聞いております。

それから、情報伝達機能としてのインターネット等のそういった施設の整備についてであります、これについては、ご指摘のとおり、現在の情報伝達手段としてこういったものは欠かせないものでございますが、今のところ整備がされておられません。今後における施設のリニューアル等に合わせて、こういった整備等についても当然検討していかなければならない事項であるというふうに考えております。

コンキリエとの関係で、任せっきりだったのではないかとのご指摘がありましたけれども、その部分が一部は当たっているところがあるかもしれないという認識を持っておりますが、一方では、当初の目的とした事業の目的が十分達成されている分野もある

ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 町の事務分掌の関係でございますけれども、この吏員の廃止につきましては、平成19年4月1日施行の予定といたしまして、政府は地方自治法の改正案をまとめまして、近く国会に提出するという方針であるというふうに報じられております。地方自治法の改正に合わせまして、職員の廃止等につきましても条例などの改正を行うこととなりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 事務権限の移譲についてであります。今、まちづくり課長が言われたように、先ほど私も申しましたが、そういった国と道の駆け引きといいますか、そこにはお金の問題も当然伴っておりまして、特に道の行政上の姿勢からかというか、道の再建という形でそのことがクローズアップされて、大きな目玉になっちゃっていると。そんな意味では、先ほど課長が言われたように、市町村が道につき合わせられたんではという懸念さというのは、重々あるかと思えます。そのことは重々わかる気がします。

しかし、いずれにしても、道がどうであれ、末端の市町村においては、そこには町民がいて、住民がいて、利用する者もいるわけですから、しっかりと目を見張って、道からむしり取るくらいのお金も、仕事もそういった形でサービスをしていただければなというふうに考えます。重々、これからが一つの大きな過渡期というか、ちょうど成熟期に来るのではないかなというふうに感じますので、しっかりと対応いただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

1つここで、厚岸町でも去年、国が、そういった地方がなかなか進まない関係で、特区制というものを認めまして、その地域からの要望があって、何をするにしても法律が言うことを聞かなければ、その地域だけ特別曲げて認めましょうということで、新年度からですか、移送関係の仕事が1つ、ハイヤーというか、運輸業務との兼ね合いが生じてきますが、そういったものが認められてきていると。ですから、ある学者に言わせれば、その地域で法律がどうであれ、こうしてやりたいということには、今の状況では手を上げた方がいいですよと言われた。それがそのことだろうと私は思うのであります。やはりそのことも行政として、住民にかかわりのあるものであれば、ここが大事だという視点をつかまえて、しっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

それから、仕事の関係については重々わかります。町の仕事の事務分掌関係については、重々そのことについては承知しております。

あと、味覚の関係です。今、課長が言われたように、あそこには2つの役割を持っているわけですから、どちらかというところ、営業活動というか、味覚のそのものの言葉に全面行っちゃって、行政の本来の仕事というか、役割が手薄になっていたのではないのかなと。そのことは、利用者なりそういった方々からの不便さというか、そういうところが気がつかないで来たというか。やはり今の時期、一つ改めて考えてみるべきだなと。

あそこに来られてちょっと感じたことが、私どもがあそこにおいて、ちょっと声かけただけでそのことを感じたということを経験に例えてというか、自分の仕事絡みのことも含めてそういう印象を受けたんですが、なるほどなど。そういったことをやはり考えながら事を運んでいただきたいということを要望して、終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、2件の再々質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、事務権限の移譲の関係であります。

平成12年に地方分権一括法が施行されまして、今日まで官から民、さらにはまた地方移譲という中で、いろいろな動きがあることは現実であります。そういう中で、どのように厚岸町としてこたえていくかということについては、まず受け入れ態勢がきちんとしていなければいけません。上から言われたのでそれをただ受ける。受けたけれども、何もできない。ただ、それが重荷になって、行政サービスが低下したということであれば、受けない方がいいんです。受けるためには、やはりそれだけの体制がしっかりとしていなければならない。特に、町職員の能力です。町長としても、今の時代に合った町職員の能力の向上に全力を尽くしてまいりたい。受け入れる態勢をまずつくっていきなさいと、そのように考えておりますし、やはり地域主権社会というのは私も進めていかなければならないと考えておりますので、この点については、今後とも移譲についての推進について図ってまいりたいと、かように考えます。

また、コンキリエの関係でございますが、お話ありましたとおり、平成6年にオープンいたしました。これはご承知のとおり、第三セクターなんです。そういう中で、厚岸町が株を半分持っているということで、町長が社長ということで今日まで来ております。理屈から言うなれば、株式会社ですから当然営利が目的であります。しかし、オープンした当時の制約が足かせになっていることも事実なんです。例を申し上げますと、めん類はだめだと。しかし、厚岸町の名産のアサリを使ってアサリラーメンをやりたいと考えましたところ、地元から反対があった。できない。いろいろとそういう制約があるんです。

しかし、今日、13年たちました。私は、執行方針でお話しいたしました。経営方針の改革や施設のリニューアル及びサービスの見直しが必要と考えています。そのため、本年は経営収支の健全化の足かせになっている地元同業者への配慮など、幾つかの課題の解決に取り組み、健全経営に努めてまいりたい。そのように述べさせていただいたわけです。そういう意味で、今日経営も大変厳しい状況、厳しいと言いますけれども、実際は赤字決算であります。そういう面を考えますと、指定管理者制度を設けた中での新しいコンキリエというものについては、町民の理解を得ながら健全経営を果たしていかなければならないなど、そのように考えておりますので、どうぞ今後ともご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行います。

14番、田宮議員。

- 田宮議員 本定例会に当たりまして、私は2つの問題について町長の所信を伺うものでございます。

1つは、平成18年度の地方財政計画が国によって既に定められておりますが、この地方財政計画に基づいて、町の財政運営の方向についてお示しいただきたいというふうに思います。

2つ目は、三位一体の改革について、厚岸町での具体化についてお尋ねをするわけがあります。三位一体と申しますのは、私が言うまでもないことではありますが、1つは、国庫補助負担金の廃止・縮減、2つ目は、地方への財源移譲、3つ目は、地方交付税の見直し、このことを改革するという事というふうに理解しておりますが、このことについて御答弁をいただきたいと思っております。

以上で第1回目の質問を終わります。

- 議長（稲井議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 14番、田宮議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の平成18年度地方財政計画への町財政の対応についてのご質問であります。

国における平成18年度地方財政計画では、地方税や地方交付税など地方一般財源について、前年度を上回る額を確保したとしております。しかし、町の税源については、定率減税の縮小はあるものの、長引く景気低迷や平成18年度固定資産評価替えにより、町税全体では前年度比2.7%の減となっております。また、地方交付税においては、国における三位一体の改革が進められる中、平成18年度においても交付税改革が実施され、加えて地方財政対策として地方交付税の不足とする部分を補填する臨時財政対策債は、国の平成18年度地方債計画において前年度比9.8%の減となることから、厚岸町における財源不足については、地方一般財源の総額を確保したとする国の地方財政計画とは的確に一致するものではないと判断しております。

このような状況における町財政の対応であります。2点目のご質問であります三位一体の改革について厚岸町ではどう具体化するのかとのご質問と密接に関連するところから、これとあわせてお答えしたいと思います。

国は、三位一体の改革について、目標年であるところの平成18年度までの改革として、4兆7,000億円の国庫補助負担金の削減、3兆円の税源移譲、地方交付税においては臨時財政対策債を含め5兆1,000億円の抑制などの成果を得ることができたとしておりますが、事項別での当町における影響については、まず初めに、平成18年度において国庫補助負担金の廃止・削減がなされた項目として、福祉相談所運営事業補助金、日常生活用具給付事業補助金、町営住宅家賃対策収入補助金、町営住宅ストック総合改善事業補助金があり、影響額総額では3,716万4,000円と見込んでおります。その他、児童手当国庫負担金の削減がありますが、これにつきましては、国における児童手当制度の拡充に伴い、削減対象相当額は地方特例交付金の創設などにより全額補填されることとなっております。

ります。

また、当初予算には計上しておりませんが、本年2月に開催しました第1回臨時町議会においてご承認いただきました真龍小学校改築事業予算に係る公立学校施設整備費国庫補助金負担金も、平成18年度から実施する事業においては、従来の補助制度から交付金化へ制度改正がなされております。

次に、税源移譲であります。現在関連法案などが国会に提出されておりますが、現段階では、平成18年度においては直接地方へ税源移譲されることとはなっており、従来からの暫定的措置である所得譲与税において補填措置することとしており、その譲与額総額は8,300億円で、内訳として4,463億6,000万円を平成17年度と同様に、国勢調査人口1人当たり3,516円として譲与することとし、その額は平成17年度と同額の4,327万8,000円と試算され、残り3,836億4,000万円については、平成17年度における市町村民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額などの額を基礎に算出することとし、その額は4,049万円と試算され、所得譲与税全体では8,376万8,000円と見込まれるところであります。

なお、この所得譲与税については、普通交付税の基準財政収入額に100%算入されることになり、財政調整がされることになっております。

次に、地方交付税であります。前段の質問でもお答えいたしましたが、平成18年度においても交付税改革が実施されており、地方財政計画では前年度比5.9%の減となっております。このうち、普通交付税における平成18年度の見込みとしましては、昨年実施されました国勢調査による人口減など、当町独自の減額要素があり、当初予算計上におきましては、一部財源留保しておりますが、前年度と比較すると12.7%の減、普通交付税と特別交付税を合わせますと全体で12%の減と予測しております。

この累次の財政危機は、国が進める地方分権、国、地方を通じた行財政改革の推進施策の中における通過点であるという認識のもとに、さらに厳しさを増す行財政改革であります。三位一体の改革など、今後の国の施策動向を的確かつ十分に見きわめつつ、引き続き行政組織や行政サービスのあり方について点検、評価と必要な見直しを行うなど、財政基盤の確立を最重点課題としながら、各種施策を取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 昼食のため休憩いたします。

したがいまして、14番さんの2回目の質問は午後といたします。

再開は1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

14番、田宮議員の一般質問を続会いたします。

2回目の質問を行います。

14番。

- 田宮議員 何だか元気もなくなってきたので、予算に譲りたいというふうに考えておりますが、せっかく質問しましたから、途中でやめるわけにはいきませんので。

新年度から、新しい地方債制度ということで施設整備事業と、こういうものが組み合るといふふうに聞いておりますが、その辺はいかがですか。

- 議長（稲井議員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

施設整備制度ということでございますが、地方債計画上は、施設整備事業ということで700億円の計上がなされております。これにつきましては、税収不足等による地方の一般財源に対応するための新制度として皆増、いわゆる前年度になかったものとして700億円程度が措置されております。これにつきましては、内容としましては、平成18年度に廃止、税源移譲される施設整備費補助金に係る施設整備に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分、いわゆる補助率のかさ上げを除くと、について、原則として特別の地方債を充当ということで、地方債計画では施設整備事業として計上されているものでございます。

- 議長（稲井議員） 14番。

- 田宮議員 さらに、これは元利償還については交付税措置というふうに言われているようではありますが、その点はいかがですか。

- 議長（稲井議員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

この地方債計画上に計上されております700億円につきましては、後年度負担につきまして、いわゆる公債費方式、元利償還金について後年度100%を普通交付税の基準財政需要額に算入するということになってございます。

- 議長（稲井議員） 以上で田宮議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告ありました8名の一般質問を終わります。

日程第3、議案第16号 厚岸町名誉町民の称号を贈ることに対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第16号 厚岸町名誉町民の称号を

贈ることに対する同意を求めることについて、提案理由の説明をさせていただきます。

前厚岸町長でありました沢田昭夫氏に厚岸町名誉町民の称号を贈りたく、提案するものであります。

沢田昭夫氏は、大いなる指導力と卓越した識見により、平成元年7月、推されて厚岸町長に就任され、以来3期12年間の長きにわたり、旺盛な責任感と公正な判断力によって町政に献身されました。この間、常に健全財政を維持し、住民福祉と生活環境整備を推進するとともに、産業の振興並びに教育の充実を図るなど、町政の発展に多大な貢献をされました。こうした功績に対しまして、厚岸町名誉町民の称号を贈りたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、議案第17号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

9番、議事進行。

- 松岡議員 この際、あらかじめ資料の要求を求めます。議案20号から24号に关しましての指名業者の公開をお願いしたいと思います。それをお願いします。

- 議長（稲井議員） わかりました。

それでは、9番さんから資料要求がありました資料については、議案審議の前に配付するようにいたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（福田課長） ただいま上程されました議案第17号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての提案理由を申し上げます。

平成17年度を始期、平成21年度を終期とする厚岸町過疎地域自立促進市町村計画は、

平成16年12月開催の厚岸町議会第4回定例会において議決をいただいたところであり、今年度に入り、地方財政措置制度の拡充により、国営土地改良事業の一括繰上償還を行う場合、各種起債の充当が可能となったため、当該計画に各種国営土地改良事業の償還を加える変更について、北海道知事との事前協議を行っておりましたが、平成18年1月16日付でこれを良とする回答がありましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

長年にわたり、国営土地改良事業の償還金は金利5%で固定され、償還に大きな重荷になっておりましたが、過疎債を財源に繰上償還することにより、財政負担の軽減を図ろうとするための変更でございます。

なお、この繰上償還に伴う通常償還した場合との差額につきましては、昨年9月の臨時会で資料をお示ししておりますが、1,745万7,000円ほどを見込んでおるところであります。

次のページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページに、過疎地域自立促進市町村計画変更と表が載っておりますが、左側が変更前ですが、この変更前では、国営土地改良事業償還金についての記述は一切ありませんでしたので、右側の方で、2、産業の振興、(1)現況と問題点で、平成3年度以降、平成25年度まで償還が続くことを記述し、(2)その対策で、当該計画に位置づけることにより財政負担の軽減を図るとし、(3)事業計画、2の産業振興の箇所で、各事業償還金を繰上償還することを記述する変更を行おうとするものであります。

この計画変更が本会議で議決されますと、直ちに北海道と所管大臣に報告し、平成17年度での起債充当が可能になる内容でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

●議長（稲井議員） これより本案についての質疑を行います。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5、議案第19号 損害賠償の額を定めることついてを議題といたします。

休憩します。

午後1時12分休憩

- 議長（稲井議員） 再開いたします。

デイサービスセンター施設長。

- デイサービスセンター施設長（藤田施設長） ただいま上程いただきました議案第19号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容についてご説明申し上げます。

自動車事故による損害を賠償することについては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に定めるところにより、議会の議決を求めるところでございます。

その内容についてであります。相手方は釧路市文苑2丁目41番1号、原口産業株式会社であります。

事故の概要であります。平成18年1月11日午後2時17分ごろ、吹雪により視界が非常に悪く、路面も滑りやすい状況の中で、デイサービスセンター利用者を自宅へ送るため、公用車にて厚岸町字宮園町194番地の公園通りを道道厚岸標茶線に向かって進行中、宮園保育所前の交差点において、一時停止義務のある宮園保育所側から進入してきた相手車両に気づき、急ブレーキをかけましたが間に合わず、衝突したものであります。公用車には運転手を含め2名の職員と利用者3名が乗っておりましたので、事故後即、町立厚岸病院にて診断していただきましたが、幸いにして利用者、職員とも負傷はありませんでしたので、利用者を自宅まで送り、家族にその状況を説明の上、謝罪申し上げたところでありました。

なお、過失割合については、町が20%でありました。

損害賠償額であります。相手側車両の損害額16万円のうちの20%であります3万2,000円とするものであります。

厚岸町では交通安全運動の推進に取り組んでおり、さらにデイサービスセンターにおいては、利用者の安全確保に万全を期すところを、送迎中にこのような事故を起こし、まことに申しわけなく存じている次第であります。今後、より一層の安全運転に心がけるよう注意を喚起してまいりますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。
ここで資料配付のため休憩をいたします。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時18分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

日程第 6、議案第20号 工事請負契約の締結についてから議案第24号 工事請負契約の締結についてまで、以上 5 件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第20号 工事請負契約の締結について、その提案理由の説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

下水道事業は、逐次計画区域の整備を進めてきているところでありますが、本年度、例年の 5 倍強の事業費をもって普及区域の拡大及び事業の早期完了を目指し、債務負担行為による前倒しで工事を実施しようとしているものであります。

内容であります。工事名、道道厚岸停車場線污水管新設工事（その 1）。工事場所、厚岸町字宮園町。契約の方法、地方自治法施行令第167条による 7 社による指名競争入札です。請負金額、金7,140万円。請負契約者、厚岸郡厚岸町字港町103番地 9、道東建設工業株式会社。

次ページをごらんください。

参考として、工事概要、施工延長、長さ549.32メートル、1号マンホール10カ所、公共升28カ所となっておりますが、詳しくは平面図により説明いたします。

工期として、着手、平成18年 3 月27日から完成が平成19年 1 月10日までとするものであります。

位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。位置図10ページをお開きください。

この位置図は、議案第20号から第24号までの位置を記載したものとなっております。

それでは、道道厚岸停車場線污水管新設工事（その 1）、図面右下の道道厚岸停車場線、厚岸駅から宮園町52番地先までの黒い実線のところが整備箇所であります。

平面図11ページをお開きください。

平面図でございますが、JR厚岸駅から宮園町中出商店までを下水道用硬質塩化ビニール管口径200ミリを496.37メートル、情報館に入る町道情報館通りに下水道用硬質塩化ビニール管口径150ミリを44メートルを開削工法により実施するものであり、1号マンホールについては10カ所、丸で表示されたところが施工箇所になります。公共升28カ所については、整備区域内排水家屋のある箇所で、公道内に設置するものであります。

標準施工断面図については、記載のとおりでございますので、説明は省略いたします。
続きまして、議案第21号であります。議案書12ページをお開きください。

議案第21号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。工事名、湖北汚水幹線污水管新設工事（その1）。工事場所、厚岸町字宮園町。契約の方法、地方自治法施行令第167条による経常建設共同企業体7社による指名競争入札です。請負金額、8,284万5,000円。請負契約者、阿寒共立・道東経常建設共同企業体。代表者として、釧路市鳥取南6丁目1番18号、阿寒共立土建株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町字港町103番地9、道東建設工業株式会社です。

次ページをお開きください。

参考として、工事概要、施工延長、長さ459.43メートル、1号マンホール7カ所、3号マンホール1カ所、公共升24カ所となっておりますが、詳しくは平面図により説明いたします。

工期、着手、平成18年3月27日から完成、平成19年1月10日までとするものであります。

位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。位置図10ページをお開きください。

湖北汚水幹線污水管新設工事（その1）、位置図中央部下の道道厚岸停車場線の海側、宮園町83番地先から町道白浜町海岸通りの白浜町1番1地先までの黒い実線のところが整備箇所であります。

平面図14ページをお開きください。

平面図でございますが、宮園町83番地先から宮園町138番地先、3号マンホールまでを下水道用鉄筋コンクリート管口径350ミリを417.98メートル、3号マンホールに接続して、白浜町1番1地先までを下水道用硬質塩化ビニール管口径200ミリを34.35メートルを開削工法により実施するものであります。1号マンホールについては丸で表示された箇所、3号マンホールについては下水道管の接続部分、公共升24カ所については、整備区域内排水家屋のある箇所に公道内に設置するものであります。

標準施工断面図については、記載のとおりでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、議案第22号であります。議案書15ページをお開きください。

議案第22号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。工事名、湖北汚水幹線污水管新設工事（その2）。工事場所、厚岸町字宮園町・白浜町。契約の方法、地方自治法施行令第167条による経常建設共同企業体7社による指名競争入札です。請負金額、1億8,795万円。請負契約者、宮原・新太平洋経常建設共同企業体。代表者として、厚岸郡厚岸町字真栄町一条113番地5、株式会社宮原組。構成員として、札幌市豊平区豊平四条10丁目3番15号、新太平洋建設株式会社です。

次ページをお開きください。

参考として、工事概要、施工延長、長さ1,644.45メートル、国道部、道道部、1号マンホール、2号マンホール、公共升となっておりますが、詳しくは平面図により説明いたします。

工期として、着手が平成18年3月27日から完成が平成19年1月30日までとするものであります。

位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。位置図10ページをお開きください。

湖北汚水幹線污水管新設工事（その2）、位置図左側中央部になりますが、道道部と国道部の2カ所の旗上げをしておりますが、道道部については、道道停車場線と町道白浜町海岸通り交点から国道を横断し道道厚岸標茶線宮園町194番116地先、町道宮園公園通り交点までの黒い実線のところと、国道部、国道44号線に沿って、宮園町160番16地先から宮園町177番1地先、国道と道道部の交点までの黒い実線箇所が整備箇所であります。

平面図17ページをお開きください。

平面図でございますが、これは道道部でございます。図面上部左側から道道厚岸標茶線、町道宮園公園通り交点から宮園町194番274地先まで、下水道用硬質塩化ビニール管口径250ミリを180.95メートルを開削工法で、接続して国道44号線と道道交点までを下水道推進工法用硬質塩化ビニール管口径250ミリを177.41メートルを、さらに接続して道道停車場線と町道白浜町海岸通りまでを下水道推進工法用鉄筋コンクリート管口径250ミリを303.84メートル、図面中央部になりますが、道道厚岸標茶線白浜町側、白浜町26番1地先からセブンイレブン白浜店までを下水道推進工法用硬質塩化ビニール管口径150ミリで162.49メートルを、接続して白浜町14番4、回転ずしさんまでを下水道用硬質塩化ビニール管口径150ミリを60メートル、開削工法により実施するものであります。1号マンホール、2号マンホールについては、図面に黒丸とマンホール種類を表示しております。公共升については、整備区域内排水家屋のある箇所の公道内に7カ所設置するものであります。

次ページをお開きください。

次に、国道部平面図であります。道道厚岸停車場線、宮園町181番地先から国道4号線海側に沿って宮園町173番5地先までと、町道宮園台5号通りを下水道用硬質塩化ビニール管口径150ミリで703.63メートルを開削工法により実施し、宮園町173番5地先の国道横断部については、下水道用推進工法用鉄筋コンクリート管口径250ミリにより12.99メートルを実施するものであります。1号マンホール、小型マンホールについては、図面に黒丸とマンホール種類を表示してあります。公共升25カ所については、整備区域内排水家屋のある箇所の公道内に設置するものであります。

標準施工断面図については、記載のとおりでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、議案23号であります。議案書19ページをお開きください。

議案第23号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。工事名、真龍中学校通り外5污水管新設工事。工事場所、厚岸町字宮園町。契約の方法、地方自治法施行令第167条による経常建設共同企業体7社による

指名競争入札です。請負金額、9,345万円。請負契約者、萩原・ホクホウ経常建設共同企業体。代表者として、帯広市東七条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町字真栄町一条113番地16、ホクホウ建設株式会社です。

次ページをお開きください。

参考として、工事概要、施工延長、長さ913.97メートル、1号マンホール、公共升となっておりますが、詳しくは平面図により説明いたします。

工期として、着手が平成18年3月27日から完成が平成18年11月10日までとするものであります。

位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。位置図10ページにまたお戻りください。

位置図中央部にある真龍中学校通り外污水管新設工事は、町道真龍中学校通りのほか、宮園鉄北一の通、二の通、三の通と宮園鉄北山通りの一部、黒い実線のところが整備箇所であります。

平面図21ページをお開きください。

平面図であります。町道真龍中学校通り全線と宮園鉄北通りの一部、宮園町194番55地先から宮園町194番1、教員住宅のある箇所までを下水道推進工法用硬質塩化ビニール管口径150ミリにより358.8メートルを実施し、宮園鉄北一の通、二の通、三の通の全線と、宮園鉄北通りの一部と宮園鉄北山通りの一部を下水道用硬質塩化ビニール管口径150ミリにより529.21メートルを開削工法により実施するものであります。1号マンホール17カ所については、図面に黒丸と1号マンホールと表示しております。公共升53カ所については、整備区域内排水家屋のある箇所を公道内に設置するものであります。

標準施工断面図については、記載のとおりでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、議案第24号であります。議案書22ページをお開きください。

議案第24号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。工事名、道道厚岸標茶線污水管新設工事。工事場所、厚岸町字白浜町・宮園町。契約の方法、地方自治法施行令第167条による7社による指名競争入札です。請負金額、6,877万5,000円。請負契約者、厚岸郡厚岸町字真栄町一条113番地5、株式会社宮原組。

次ページをお開きください。

参考として、工事概要、施工延長、長さ565.56メートル、1号マンホール、3号マンホール、公共升となっておりますが、詳しくは平面図により説明いたします。

工期として、着手が平成18年3月27日から完成が平成18年12月20日までとするものであります。

位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。位置図10ページにまたお戻りいただきたいと思っております。

道道厚岸標茶線污水管新設工事、位置図左側上部にあります道道厚岸標茶線に沿って、白浜町側町道宮園公園通り交点から町道白浜町南三の通交点までの黒い実線の箇所のところが整備箇所であります。

平面図24ページをお開きください。

平面図であります。道道厚岸標茶線に沿って、白浜町側町道宮園公園通り交点から白浜町77番9地先までを下水道用硬質塩化ビニール管口径150ミリにより469.92メートルを開削工法により、さらに接続して町道白浜町南三の通交点を経て道道厚岸標茶線を横断し、宮園町194番143地先までを下水道推進工法用硬質塩化ビニール管口径150ミリにより79.41メートルを実施、それに接続して下水道用硬質塩化ビニール管口径250ミリにより7.71メートルを開削工法で実施するものであります。1号マンホール8カ所、3号マンホール1カ所については、図面に黒丸とマンホール種類を表示しております。公共升7カ所については、整備区域内排水家屋のある箇所を公道内に設置するものであります。

標準施工断面図については、記載のとおりでございますので、説明は省略いたします。

以上、議案第20号から24号まで、非常に雑駁な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時42分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

質疑に入る前に、資料の説明を建設課長の方から求められておりますので、それを許可いたします。

建設課長。

●建設課長（北村課長） 先ほど、上程いただく前に配付させていただいた資料と差しかえていただきました。事務の不手際で順番等の間違い等ありまして、まことに申しわけございません。

今回のこの資料については、町のホームページにすべて掲載しておりますので、すぐその辺の直しも今加えているところでございます。基本的には、順番等についても、ホームページに載せている順番でそれぞれ抜き出しておりますので、今回の議案で上程した番号とも違っていただきますこと、まずご理解をいただきたいと思っております。

事務の不手際で、公共のホームページに載せる数字さえもきちっとチェックしなかったことはまことに申しわけなく、おわび申し上げます。

それで、今回の資料、実際には指名業者名をという形での要求でございましたけれども、既にホームページに公表しておりますので、その中で工事名、さらには予定価格等もすべて載せてございます。それで、入札金額そのものは、入札は消費税抜きの額で行いますので、その金額になっております。それで、落札者のところに消費税1.05掛けていただく工事請負契約額になるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。まことに申しわけございませんでした。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後 1 時43分休憩

午後 1 時45分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。

まず、最初に議案第20号についての質疑を行います。

8 番。

●音喜多議員 工事そのものじゃなくて、今回非常に金額が16億円に及ぶ関係なんですが、今回の3カ年計画を見ていくと、国費が8億1,500万円、下水道債3億5,800万円、過疎債3億5,500万円と、こういった金額で総額約16億円何がしが一気に今年度というか、新年度に出てくる状況として、これどういう理由でというか、何か事情があると思うんですが、その辺のいきさつについてお知らせください。

それと、18年度にこれをやると、償還は一緒に迎えるわけですがけれども、償還方法というか、返していく段階での何か時期をずらして返すとか、一気にこれが返さなきゃならない時期が来るのか、その辺はある程度時期が来たら、16億円に対しての、国から補助の部分は別としても、6億円何がしの過疎債とそれから下水道債、それらについては返す時期が一緒に来てかなり負担になっていくのかどうなのか、その辺お知らせください。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方から今のご質問に対してご答弁申し上げたいと思います。

この内容につきましては、昨年12月の定例会におきまして、下水道事業特別会計の補正予算の際に、債務負担行為の追加として9億6,600万円のご承認をいただきました。その際に説明させていただきましたが、この公共下水道事業につきましては、産炭地域臨時措置法の指定を受けている厚岸町が、この法律は平成13年度に失効、いわゆる効力を失っておりますが、当時この公共下水道事業に着手しておいた事業については、平成18年度、ですから本年度限りにおいて一定の事業費を行うことによって、地方負担額がそれに伴いまして、その一定の負担額を超えることによって、補助率の引き上げがあるということのタイムリミットが18年度でございます。

例年、3億円ベースで事業を行ってきたところでございますが、3億円ベースで実施した場合には、一定の事業費を超えるだけの地方負担額が出ません。したがって、その一定の負担額が出る事業費としまして16億円程度を行えば、その引き上げ率が出る地方負担額が発生するということで、2年ほど前から道を介し、国土交通省の方と協議を進めた結果、16億円の事業費の補助金がある程度めどがついたということで、予算として上げると。その際、17年度の補助事業としてお受けできないかということで、債務

負担行為の設定をさせていただいて、18年度予算に計上させていただいて、18年度実施、所属年度の合計額が16億円ということになったところでございます。

この一定の負担額を超えなければ引き上げ率が出ないということにつきましての細かい説明につきましては、計算式が複雑なため、口ではちょっとその提案説明のときにはしておりませんが、基本的には町の標準財政規模に占める割合に対して、16億円でありますと単純に2分の1の補助と見ますと、8億円の費用負担とさせていただいて、その8億円が標準財政規模の一定率を超えた場合に、その超えた額に比して引き上げ率が出ると。したがって、その引き上げ率が仮に1.1という数字が出た場合には、今2分の1の補助率としますと、いわゆる50%です。1.1と出た場合には、100分の6、要するに10分の6、1割加算になるということで、その1割加算になった交付金は、翌年度に国土交通省の予算から交付されると。その交付される額につきましては、一般財源で交付されるということを、財政的なそういうことも考えながら、16億円の補助事業を実施するための補助要望等をしてきたところ、このたび補助のめどがついたということで、事業を実施しようという結論に達しまして、昨年の定例会に補正提案させていただいたところでございます。

そのときの説明では、私の方からそのような説明をさせていただいておりました。ただし、そのときは債務負担行為の議決でありまして、9億6,600万円の債務負担行為の補正でありました。その債務負担行為の議決を経まして、債務負担行為と所属年度の18年度の純然たる事業費を足すと16億円ということになるということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

（「返済の影響」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） 償還の件でございますが、16億円の事業を実施した場合の補助率を単純に50%と仮定します。そうした場合に、8億円の起債を借り入れることになります。この8億円の償還については、下水道債につきましては……。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後1時55分休憩

午後1時57分再開

●議長（稲井議員） 再開します。

●税財政課長（佐藤課長） それでは、ご質問にお答えいたします。

7億1,720万円の起債の額についてお答えしたいと思います。償還年限25年、据え置き5年間。したがって、20年間でお返しすることになります。これは半年賦元利均等償還でございます。ちなみに、利率は年2.5%を想定してございます。この償還総額が8億9,000万6,000円という試算になってございます。これから元金7億1,720万円を差し引

きますと、残りが利息ということになります。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 今回、18年度については、17年、18年で2カ年でこういう16億円の何がしかになるわけですが、これは18年度というのは、産炭地振興法のこういう今のやり方の最終年度というふうに言われているわけですが、この手法は1年早めるとか、16年、17年ってやるとか、そういうことにはならなかったのか。さっきの下水道のやり方が、13年から着手していれば、この産炭地振興法に基づいてこういう手法はとれたわけですよ。最終年度に持ってくるというのは、何か理由があるのか。そうした方が有利なことで最終年度へ。あるいは、最終年度だから、17年、18年でかけてやってみようということになったのか。その辺の財政方というか、町の姿勢のとり方っていうか、その辺が今回ぽっと出てきてというか。去年の12月定例会でそういう9億円のものが出てきたときに、それは単純に見ると、そのときは来年はこれに3億円かなという見方はするんですが、今回またその3億円プラス3億円の6億円のという感じで、そういう有利なことが12月の段階でわかっていたのかと、私はちょっとその辺のところと思うんで、今回はそういう形で出てきたのか。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

先ほどもご説明させていただきましたが、仮に18年度を想定して、その前に産炭等の期限切れの17年度にいただけるような事業費、16億円ではなくて8億円とか、17年度に8億円、18年度に8億円というようなことができなかつたのかというご質問かと思いますが、一定の負担額を出すためには、やはりそれなりの事業費をしなければ、先ほど申し上げました標準財政規模の一定率を超えた負担額を実施しなければ、これは引き上げ率が出ません。そうすると、多額の事業費を実施しても引き上げ率が出ませんので、後年度の上乗せ補助金が出ないと。それを試算した場合に、16億円の事業費を実施するとすると、単純に言うと2分の1とすると、8億円の一般財源、いわゆる中央負担額が出ると。それを標準財政規模に一定率の率を掛けてやった場合に、これは確実に引き上げが出る地方負担額であるということを想定し、道を通じ、国土交通省と補助金の確保ができないかという交渉を続けてまいりました。

ということは、毎年3億円の事業の実施をしているにもかかわらず、単年度で引き上げ率を出すために、一挙に16億円の事業費をくださいということは、これは1年でできるものでは当然ございません。日本全国、下水道事業をやってございます。それから、全道枠もございます。それらの補助金の獲得のための運動なり要請、これがタイムリミットである18年度に間に合ったというふうにご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 実際の話、こういった予算ができてびっくりしています。予告なしといいますか、町長がそれなりにいろいろとあれはしておったようですが、しかしこの予算を計上するに当たって、一言もこの下水道については町長の口からそんなことを聞いていないわけですよ。これは一大事業だと思うんです。全く、こういったものをやはり計上してきたことに対しては、敬意を表します。しかしながら、やはり私どもも知る権利があるわけですから、町長の施政方針といいますか、こういうふうにするんだという、そのことをきちっと位置づけてほしかった。もっと強調してほしかったわけですね。

なぜ下水道なのかといったことは、今、音喜多議員が財政の方から聞いて、財政上にいろんな理由があってやったことはわかりますけれども、やはり町長の基本的な方針ですね。これは大事業ですよ。417%上がっているんですからね、下水道事業費だけで。417.何ぼ。417.10%ですか。これは本当に方向転換するというか、そういうあれだと思えば、私は町長の英断だと言い切れるかどうかわかりませんが、英断だと思っています。しかしながら、そのやることに対する理由をやはりもう少しきめ細かに強調してほしかった、そう思います。それについて、町長からのご答弁をお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、松岡議員から力強いご質問を入れてのお話ありがとうございました。大変ありがとうございます。さきの執行方針で申し上げましたとおり、例年の5倍強の予算で公共下水道を整備いたしたいということを執行方針で明確にさせていただいているところでございます。先ほど、担当課長から財政についてのお話をいたしました、実は3億円、3億円でありますと、当初考えました平成13年から22年の10カ年の目標は達成できません。さらにはまた、国定公園の促進化に当たって、厚岸漁業協同組合からも下水道の普及率を高めていただきたい、厚岸湖をきれいな湖にいただきたいという強い要請も町にあったわけでありまして。本来の目標でありますと、17年度においては88.1%の達成率でなければならないのでありますが、残念なことに、現在平成17年ですが、46.8%の普及率しかないという現実を考えた中で、財政の見通し、それから達成目標等々を考えて、例年の5倍強の予算を計上しているということでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 今、説明を聞きまして、一応納得はいたしました。また、先ほど言ったように、これは英断であると私は思っていますので。

ただ、やはりもう少し先手といいますかね。それから、私なんか特に影響があるんですけれども、家の近くが主なんですよね、下水道。そうすると、私うちの女房には、「恐らくおれの生きている間に下水道来ないかもしれないぞ」というようなことを言ったんですけれども、これは受益者に対しては負担がとても早くなってくるわけですね。これもやはり宣伝してもらわないと困ると思います。

それから、具体的に1つ、2つお聞きしますけれども、今回当初予算において下水道事業の工事請負費は12億2,900万円ですか。ところが、この5件の工事請負で出た金額は5億442万円です。それから、5,000万円未満のものが1億5,298万5,000円。そうすると、今回当初予算に対してこの議会で下水道事業の達成率は53.48%。予算に対して、工事請負費に対して53.48%のあれをやるんですけれども。

そこで、お聞きしたいんですけれども、先ほどもらいました資料から見ても、これは町内はもちろん、大手業者、いわゆるA、Bですか、A、Bの人たちが入っていますよね。これはもちろんいろいろあると思いますけれども、もう少し工夫する必要があるんじゃないかと思うんですよ。ということは、A、Bの業者にC、Dの業者を企業体、ジョイントを組ませてやることはできるんでしょう。Aの業者がその企業体に1人入っていることによって、工事が1人ぐらいではできないんですか。全部がAの業者じゃないと、そうは聞いていないんですけれども、そういったこともやはり中小をもう少し生かす方法も考えてもらいたいと思うんですね。

今回、下水道事業費の53.48%を今回の議会に提案されているわけですが、あとの残っている40何%のあれは、まだそのほかにも小さい事業があると思うんですが、そういったようなことを中小の企業者にも気を配って、せっかく町長がここまでやろうとしてやったんですから、町民にくまなく、やはりみんなに恩恵のあるような、そういう政策をとってほしいと思うんですが、それについてご意見を聞きたいと思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは基本的なただいまの質問に対しての考え方を申し上げて、詳しくは担当課長から答弁をさせます。

地元企業の育成、これは私の町政の大事な指針でございます。そういう面において、今回の公共下水道事業においても、そのような考えを持ちながら発注をさせていただきたい。そのように考えておりますことだけをお話をさせていただいて、細かくは課長から答弁をさせます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 基本的な考えは今、町長から申されたとおりでございまして、担当原課としても基本的には、やはり地元企業の業者の技術力の向上のためにも、ある面ではそういうJVを、企業体を組んでいただきながら、そして受注機会もある程度地元配慮しながら一応行っているという形でございます。あと、基本的には、ただ共同企業体のあり方として、原則としてはそのレベルの直近という形に決められております。ただ、下から入れないのかという形では、決してそうではないけれども、原則は一応そういう形、直近で企業体を組みなさいという形になってございます。

したがって、今回上がっているのは、当然議会の議決を得る形ですから、5,000万円以上の大きな仕事になっていきますので、どうしてもランク的にはAとかBというランクになります。それら以外の下の工事に対しては、当然CとDを組んでBのランクにして上

の仕事とか、そういう形も今回の発注の中では一応配慮しているところでございます。

それと、ただ何回もあれですけれども、基本的には企業体と組んだとしても、そこに現場代人、主任技術者とか、当然新しい会社の中に出向させなきゃならない。それと、企業体というのは出資会社がありますから、お互いそういう資本金を出さなきゃならないという資金力の問題等もあって、なかなか離れているとまた難しい問題。その仕事に行ったとすれば、今度小さな仕事が出たときに、現場代人がいない、主任技術者がいないために、今度は受注の機会がなくなるとか、小さい業者だと、1級とか2級であるそういう施工監理士とかを持っている資格の方が少ないです。そうすると、そこで行っちゃくと、自分が今度とれる仕事に参加できないとかって、いろんな形がありますから、当然そういう企業体の組み方も、基本的には厚岸町が発注する予定工事に合わせながら、業界さんの方でそれぞれ検討しながら企業体を組んで、町の方に申請があるという形でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

基本的には、町長の申されたとおり、地元企業の育成という形も配慮しながら、今後を含めて、下水道の今後またすぐ発注工事もございますので、それらについても配慮していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長、聞いたことに答えていないんだわ。AとCが企業体組むわけにはいかないのかって、そういうことはできないのかって聞いたんだけど」の声あり)

●議長（稲井議員） 課長。

●建設課長（北村課長） 基本的には、共同企業体のあり方というのは、そういうランクの直近のものが行うんですよということが原則なんです。したがって、今度下のランクの方々が行ったら絶対だめかという形ではないんです。ただ、入っていくためには、自分の受注を希望するためには出資会社がありますから、お金もそれだけ大きい金額に対して負担もしなきゃならない。さらには、そういう技術者も出さなきゃならない。そうすると、それに参加することによって、自分が今度元請とらなきゃならない仕事を発注来たとしても、受注できない。自分のところでいないから。

そういうこともいろいろ業者さんは検討した上で企業体を組んできますので、うちとしてはそういう形で、企業としてのそれぞれの方向性、持っていく方を受けた中でうちの方に申請があるわけですから、それを受けた中で一応指名選考しているという形でございますので、決してAとCは絶対だめだという形ではございません。一応、直近でという形が原則ですけれども、当然地元のそういう技術レベルを上げたり、そういう形もございますので。ただ、そういうふうにするための企業としての人員とか、技術力とか、資金力だとか、そういう問題からちょっと難しいという形であります。

ただ、いずれにしても、今後を含めて、そういう発注工事が出ますので、地元の企業としてどう参画していくかという形は、それぞれ企業がそういうふうを考えながら進めてくることでございますので、ご理解いただきたいと思います。

(「それともう一つ、議長、あるよ」の声あり)

- 議長（稲井議員） 休憩します。

午後 2 時16分休憩

午後 2 時16分再開

- 議長（稲井議員） 再開します。
水道課長。

- 水道課長（高根課長） あと、私の方から、今後の全体で12億2,300万円ほどあるんですけども、残り 5 億円ちょっとですか。その関係につきましては、配付している議案11号の説明資料、これが12億2,900万円、総体の工事の予定でございます。ですから、この中に、今回ゼロ国で実は11本発注しているんですよ。今回、議会の5,000万円以上の承認の場合は 5 本です。あと、残り 5,000万円以下は 6 本発注しております。残り 5 億円ちょっとですね、18本を通常の方で 4 月以降、発注予定でございます。

- 議長（稲井議員） 9 番。

- 松岡議員 一応、町長の説明で、それから課長の説明で大体わかったわけですけども、これを反対するとか何とかって意味じゃないんですけども、一つそういうことで、やはり地元の業者、すべからく一人でも多くの人たちが利益を得るような姿勢でもって仕事をしてほしいと思います。今、建設課長が言われたように、ホンニンにはやらせないんだと。AとCを組んでもやらせないんだと。そういう資本力というか、そういう問題があるかと思いますが、これはやはり町の指導が必要だと思うんですね。そのことを、やはりこの大きな事業を何とか地元の業者に少しでも有利になるような方法をとってやっていただきたいと、こう要望しておきます。
以上です。

- 議長（稲井議員） 答弁はいいですか。

(「答弁もらえれば、なお」の声あり)

- 議長（稲井議員） 町長。

- 町長（若狭町長） お答えをいたします。

公共事業につきましては、厚岸町の経済にも大きく影響することでございます。そういう中で、地元企業の育成ということも大事な指針でありますので、そういう観点から、地元企業がもちろん技術力、それから難解といひましようか、難しい仕事等も考慮しな

がら、地元発注に対して心がけてまいりたいと、かように考えますので、ご理解いただきたく存じます。

●議長（稲井議員） ほかにありませんか。

1 番。

●室崎議員 12月定例会であらましの話を聞いていたわけですが、私自身そんなに理解もできていなかったようで、今回の予算の中で、16億円という大型公共投資がこの状況の中でよくできたなということで思っておりましたが、今のお話を聞いて、その方が厚岸町にとって有利なんだと。それで、むしろ厚岸町の負担が少なくなるということで、このような措置をとることができたというお話を伺いました。

それで、新年度予算のときまで結構ですから、資料として、今までのように、今回の補助金の制度がもしないとすれば、3億円、3億円でやっていくわけですね。それでやっていった場合と、今回このようにして16億円を出して、大型の補助金を受ける、あるいは過疎債だとかそういうものも当然有利になるんでしょうから、そういうものを受けることによって町の負担がどういうふうになるのか。むしろ有利になるんだということの、ただ18年度、19年度あたりに償還額がどうなるのかなってというような気も多しなくてもないもんですから、そのあたりの対比表を出していただきたい。

それと、もう一つは、一気に供用開始区域がふえます。供用開始区域がふえると、その中に入っている住民は、3年以内でしたか、設置すると補助金ないし貸付金がありますよね。当然、それも何割を目標にするわけですから、それだけの町としては手当てもしなきゃなんないですね。そういうことを含めて、町としてはどの程度の、要するに3億円、3億円でやってきたときとどう変わるのかというものがわかるものを出していただけると、今の議論がより鮮明になるのではないかと思いますので、この点はお願ひしておきたいんですが、そのようにね。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

今のわかりやすい対比表ということですが、用意はいたします。ただし、基礎となる数字が平成18年度の交付税、標準財政規模というのは7月以降の本算定でなければ確定しません。したがって、ある程度推計値になろうかと思ひます。この点ご了承いただければ、できるだけわかりやすい資料を用意したいと思ひますので、ご了承願ひたいと思ひます。

（「当然、それでもってやっているわけですから、それしか出ないのはわかっていますよ」の声あり）

●議長（稲井議員） いいですか。

他にありませんか。

3番。

- 南谷議員 数字のことではないんですよ。工事のそれぞれの施工監理についてお尋ねをさせていただきます。

テレビなんかを見ていますと、姉齒建築士、本当に偽装設計なんてある時代なんですよ。これだけのせっかくの事業をされるわけでございます。私議員になりまして各部署を見せていただいているんだけど、一向にわからないのがこの事業関係でございます。特に、この事業なんかは土に埋まってしまうわけですよ。全然、跡形もなくわからない。これらの監理施工というものを町としてしっかりやっているのかどうなのかと。当然、やっておられると思います。この監理体制を含めて、しっかりやっていただきたいんですが、今回特にテレビ等でいろいろと行政の立場っていうんですか、一層そういうものが求められる時代に入っておると思います、私は。今回、このような事業をするわけでございますから、この事業実施に当たって、町としてどのような施工の監理、町としての監理体制っていうんですか、改めてお伺いをさせていただきます。

- 議長（稲井議員） 水道課長。

- 水道課長（高根課長） ただいまの工事の施工の監理体制の関係でございます。

今回の下水道工事につきましては、昨年17年度、この事業を実施設計を設計士にということで、測量試験といいますか、それでコンサルに委託しまして、膨大でございますので、3社が落札して実施設計に当たっているんです。それで、それに基づいて、今回ゼロ国、通常を含めて約30本、ゼロ国では11本ですか、通常では今後18本あります。29本あります。確かに、今おっしゃるとおりに、我々、今水道課の下水道系の職員は2人しかおりません。ただ、今回の16億円の体制に当たりまして、建設課から応援をいただきまして、過去に下水道を担当した方がおりまして、そういった分でいわゆる横断的な中で、何とかゼロ国の方は発注したところでございます。

今後の現場の体制でございますけれども、確かに今回は実は推進工法がかなり多いんですよ。推進工法と申しますのは、建設課長からも工事の概要の中であつたと思うんですけれども、通常は掘削しまして、あと鋼製のもので、矢板とかいろんな分で土どめをしてやるんですけれども、それは道道安全衛生法の関係で、1.5メートル以下の場合にはそういったやつを施しなさいとかあるんですけれども、今回は例えば踏み切りとか国道とかの下を潜らす工法でございます。というのは、それはなぜかと申しますと、例えば鉄道の方の軌道の場合は、あそこは当然掘ることはできません。まして、国道の部分とか道道につきましても、道路管理者との打ち合わせの中で、交通が輻輳しますからやめていただきたい。そういったことがありまして、今回かわりの推進工法。推進工法は、工事費的には、通常の開削と比較しまして4割から5割ぐらい高いんですね。ですけれども、そういった事情がありまして、国の方とか北海道に求めて、何とかそういった工法で進めることにしたんですけれども。

いずれにしても、施工監理体制につきましては、うちの職員は、いろんな分を含めて、施工監理については過去にもいろんな物件、下水道を含めて土木工事とか、そういった

分を含めて十分知識を持っております。なおかつ、私も検査っていいですか、そういった分についても厳正といいますか、適正といいますか、そういった分に当たって工事を適正に完成させていきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 私の方から、この例年の5倍以上の事業費を執行するに当たりまして、人事の面で調整させていただいておりますので、そのことを補足させていただきたいと思います。

既に債務負担行為の議決をいただいて、その段階から現有の水道課の下水道の施設係だけでは16億円の執行は難しいという、担当の現場の方から課長を通じて私の方に相談がありました。建設課の方に土木技術の資格を持っておる職員が土木係におりますので、そこと連携をとって、4月1日には兼務の発令をしたいなと今考えておりますけれども、そういうことも考えながら、建設課とそれから水道課と連携をとって、設計あるいは監理監督の方に当たってほしいと。そういう準備を今進めております。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 今、課長の方から答弁あったんですけども、本当に私は門外漢なものでございますから、まして工事自体が終われば全部舗装の下に消えてしまうと。こういうことではなかなか判別もしにくいと。ですけども、非常に世の中輻輳してきています。いろんなことが起きてきておるわけでございます。せっきくの事業、しっかりとやっていただきたいな、実施していただきたいなと思うわけでございます。

今、お聞きしますと、人員の補充をしてしっかりやっていくと。ですけども、工事のまず施工に当たっては、やはり住宅が隣接をしておる。それから、当然工事そのものが道路に面している部分を多く実施していかれる。いろんなことが想定されるわけでございます。施工、それから工法そのものにも、設計図どおりなのかどうなのかも含めて、私はちょっとわからないんですけども、万が一があってはならないこととございますから、今まで以上に、いろんな社会現象として起きてきている時世でございます。この辺にも十分目を通しながら、工事の実施に当たっていくべきと考えます。せっきくの事業でございますから、くれぐれも町民の皆さんに喜んでもらえるような工事の完成をしていくべきと考えますので、頑張ってくださいと存じます。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） ただいま、いろいろご心配もいただきました。まさにそのとおりでございまして、しかもこの事業は国費が入っている事業であります。事業の施工完了した後の年次に必ず会計検査というものが入ってまいります。その段階では設計書と、それから現場の作業を進めていくに当たっては、写真等の証拠書類を必ずつけて審査をし

ていただくという格好になります。会計検査院が疑問なところがあれば、穴を掘ってでも見ていただくという格好になります。これはこの下水道工事に限らず、道路でも同様の対応を求められるわけであります。そういうことも念頭に置きながら、しっかり町民の皆さんに喜んでいただける施工をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。
12番。

●谷口議員 これは一発落札ですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。
すべて1回です。

●議長（稲井議員） いいですか。
他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第21号について質疑を行います。
ありませんか。
15番。

●佐齋議員 これは他の町の業者とジョイントを組まれておりますね。これは地元だけではできないような工事だったんですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 本工事は、JV7社の企業体という形でございます。したがって、厚岸町の業者さんでいいますと、AとB含めて3社しかございません。したが

いまして、国・道を含めて建設業法上の必要な分からいくと、7つの団体で一応入札しなきゃならないという形の中では、当然Aランクの業者さんのJVというようなことの組み合わせでこちらの方に参加申し込みがありましたので、これらから7社を選んだという形でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 ちょっと議長、ほかの議案にも関連するんですけども。

そうすると、これ21号、22号、23号はJVになっていますね。20号、24号は厚岸町業者単独になっていますね。そうすると、24号と21号っていうと、金額的にいくとそんなに差がないと思うんですね。何ぼ違うかな。24号では、単社でもってやって、入札も全部単社ですね。だけれども、ちょっとみんなこれJVを組んでいると。だから、ランクづけになっちゃうと、厚岸町はもう決められますわね、A、Bったら3社しかないんですから。そうすると、さっき松岡議員言ったように、それであれば、ある程度例えばランクを下げるのであれば、これをもう少し分けるのかって何か、分けることによって工事単価が上がるのかもしれないけれども、そういう形もできるんじゃないかと思うんですね、やらせる気であれば。

それで、それを細分化して、それがなぜ今まで旅の業者とジョイント組んでやらせなければならぬのかということなんです。例えば、工事的に地元だけじゃできないんだということであれば別ですけども、そうでなければ、やはりさっき町長も言われたように、地元経済活性化のためであれば、少しでも地元の業者が潤うような形にしていかなければ、せつかく出しても旅の業者に持っていかれると。やはり地元やることによって、いろんなもので税収なんかでもはね返ってくるだろうし、雇用生まれるだろうし、そう考えた場合、そういう考え方ができなかったのかなという感じなんですけれども、この辺どうですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 基本的には、今回上程されている議案そのものについては、かなりレベルの高いものと。開削工法にしても、推進工法にしてもありますので、そういう意味では、やはり組み合わせ業者等もそういう形で参加してきているという形でございますので、それぞれそういう中から指名してやってございます。

ただ、今回の工事に合わせても、それ以外、今回は27日は10本の入札、そういうものが全部行われまして、5,000万円未満という形の中で工事、下の方に資料としても、議会に提案させていただいておりますから、基本的にはやはり地元で受注機会をとという形は随分配慮して一応しているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（稲井議員） 15番。

●佐齋議員 いやいや、理屈をそう言われれば、ああそうかなとわかるんですけども、やはり地元経済を考えた場合、なかなか大きい工事ってないと思うんですけども、今回これだけの工事がようやく出たんですから、それであれば、少しでも地元へ恩恵あるかたちにしてもらわんと、旅の業者来て全部持っていかれるわけですから。残るの借金だけですだからね。払うというのは払うんですから。そうでなくて、やはり少しでも地元が潤うことに、それでそれがやはりある程度税金の中ではね返ってくるだろうし、そういうことを考えた場合、少しでも地元ということを考えてもらわんと。

それと、参考にこれ、今回が、さっき松岡議員もやりましたけれども、12億円のうち50何%出ていると。これ全体今回10本出たやつ、今回これは5本しか出ていませんけれども、5,000万円以下のもありますわね。それを入れると大体6億5,700万円、大分工事出しています。そのうち、地元のA、Bでもって、これ12億円もありますけれども、80%をとっているんですよ。52億円何ぼをとっているんですよ。そうすると、あとの本当のおこぼれだけが小さい業者になっちゃうと。そうであれば、先ほど言ったように、少しでも細分化して、やはり下の業者もやれるような形でもって考えていかなければ、A、B、A、Bだって、結局下の方、いつまでたっても大きい仕事とれないんですから。さきに課長やったように、レベルが何だかあって、資金力の面もいろいろあるんだらうけれども、そうしなければいつまでたっても同じ業者ばかりが大きい仕事はとるけれども、小さいものは仕事1個とれないと。実績も上がっていきませんから。その辺を考えてやはり仕事を出してもらわんと、特定の業者しかとれなくなっちゃうんですよ。その辺どうですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

今回は、比較的下水道の仕事が集中してある。さらに、春にまた出るという形が想定されています。当然、業者さんとすれば、今年度通しての受注の機会を考えていくという形になりますし、そうするときには、工事内容、物によってはまたJVで参加するという形でも当然考えられてきます。さらには、それ以外に、町の方の土木工事も入ってきます。そうすると、先ほど言ったように、小さな業者さんは技術者が少ないです。そうすると、当然受注参加も含めて厳しくなりますから、その辺もご理解いただきたい。当然、業者さんとしても受注機会、恐らく今年はどういう形で行きたいんだという方向を含めて、持っていくときには、今年度は非常にいいから下水道の工事もこれからまた多く出てくる。そして、建設課からの仕事の土木の仕事も出てくる。それは既に本年度工事予定として見通しを今これから出しますから、そうすると、その中で判断されてくる。ただ、その中で、先ほど町長からも言ったように、できるだけ地元の人受注機会も考えながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第22号について質疑を行います。
ありませんか。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第23号について質疑を行います。
ありませんか。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第24号について質疑を行います。
ありませんか。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第7、議案第25号 建設工事委託協定の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（北村課長） ただいま上程いただきました議案第25号 建設工事委託協定の締結につきまして、提案の内容を説明申し上げます。

日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございますが、下水道事業は逐次計画区域の整備を進め、普及区域の拡大及び事業の早期完了を目指しているところであります。これら整備に合わせ、終末処理場の水処理施設整備を行い、汚水処理の円滑化を図るものでございます。

内容であります。協定の目的、厚岸町公共下水道事業厚岸終末処理場建設工事です。工事場所、厚岸町有明町、厚岸終末処理場内の敷地です。契約の方法、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約です。協定の金額、2億6,100万円です。協定の相手方は、東京都港区赤坂6丁目1番20号、日本下水道事業団でございます。

次ページをお開きください。

参考として、委託概要でございますが、土木建築工事として、オキシデーションディッチ1池、最終沈殿池1池、水処理棟上屋1棟、場内整備一式となっております。期間としては、平成18年3月27日から平成19年3月30日までとするものであります。

位置図、配置図、平面図、断面図、別紙説明資料のとおりであります。

次ページをごらんください。

位置図であります。丸で囲まれた町道奔渡有明通りに接する厚岸終末処理場敷地内が施工箇所でございます。

次ページをお開きください。

全体配置図であります。斜線で表示された最終沈殿池1池とその下の太い実線で表示されたオキシデーションディッチ1池の施工箇所であり、斜線で表示された上部に水処理棟上屋1棟の建設が予定されております。

次ページ以降には、平面図と断面図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案の質疑を行います。

8番。

●音喜多議員 これは委託するわけですから、当然日本下水道事業団はどこかの業者に委託すると思います。それで、そのことについては、町としては報告いただいて、きちっと管理をすることができるのかどうなのか、あるいはそういう管理をしていくというか、そういうことも含めて全部任せっきりと、そういう形でいいのか。ある程度、関与というか、委託をするわけですから、元請としてというか、発注元としてしっかりとそのことに関与はしていけるのかどうなのか、その辺伺います。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思います。

下水道事業団が委託した後、それを下請に出してやるのかという、そういうお尋ねですけれども、下水道事業団につきましては、土木、建築、電気等、そういう専門分野の知識を持った有識者がおります。したがって、下水道事業団みずからそういった監督管理に当たる予定でおります。

あと、町の指導につきましては、過去に、今現在2池あるんですけれども、平成6年から10年にかけて下水道事業団で2池施工しております。今回、1つの池、1池を増設しております。したがって、過去にもそういった分で経験しております。したがって、そういった電気とか、土木技術含めて、十分町としては管理、指導ができると思います。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 最後のところというか、町は関与していけるということですか。

（「いや、管理です」の声あり）

●音喜多議員 管理はしていけるということですか。

●水道課長（高根課長） 確かに、下水道事業団は実は業者にそういった例えば水処理工事、あと土木電気工事は発注します。それで、町と下水道事業団の中では協定を結んでおりまして、そういった部分で適正に管理っていいですか、そういう常に連携して、それで管理に当たっていきいたいという部分は持っております。

●議長（稲井議員） 8番、2回目の質問とします。

●音喜多議員 ちゃんとあれしてくれれば、2回目で終わります。

要は、私は心配するのは、皆さんもう忘れていないかもしれない。過去にも、談合問題

含めて問題になったこともあるし、最近下水道事業団の事業においてまたぞろ下請の方が発表されているわけですね。ですから、そういったものは地方ではわからないだろうというか、そういう感じで地方自治体のやることに対しては緩やかな感じでやられたんでは、国のお金なり町民のお金を使ってやるわけですから、しっかりとその辺のところは、業者選定に当たっても町は見ていくのが当然だというふうに思うから、その辺はしっかり肝に据えて臨むんでしようということを伺っているわけですし、私もちょっと回りくどいことを言うようですけども、とかく最近はそういうことが頻繁に出てきていると。ついせんだっての新聞にもきちっと出ているじゃない。やはりその辺はしっかり町としては厳正に臨んでいかなきゃいけないだろうと。これは当たり前の話だというふうに私は思って、当たり前のことを聞いたような感じなんです。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） すみません、適正な答弁ができなくて。

実は、下水道事業団につきましては、国と地方が出資した団体、いわゆる国の認可法人でございます。ですから、法的には国の機関ということで一応みなされております。したがって、町としましても、確かに談合等の関係はあると思うんですけども、そういった国の機関は適正に発注しているという考えを持っておりますし、なおかつ町としましても、下水道事業団との協定に当たり、そこら辺を十分話し合いながら進めていきたいということを思っております。

●議長（稲井議員） いいですか。

他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第8、議案第26号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） ただいま議題となりました議案第26号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、管理委託制度が廃止され、公の施設の管理に指定管理者制度が新たに導入されました。これにより、厚岸味覚ターミナル・コンキリエにつきましては、直営か指定管理者かの選択を迫られておりましたが、2月の厚岸町議会第1回臨時会において指定管理者による管理を行うことという方針を明らかにし、設置条例の改正を議決いただいたところであります。

指定管理者候補の選定に当たりましては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、以後手續条例というふうに言わせていただきますが、その条例では、原則公募によることと規定されておりますけれども、株式会社厚岸味覚ターミナルが当該施設を運営するために設立された法人であることや、公募による選定を行った場合、法人の存立問題や職員の失職など雇用問題が生じる可能性があるため、手續条例第5条第1項第6号の規定により、公募によらない指定管理者候補の選定を行うことにいたしました。

こうした経緯を経て、株式会社厚岸味覚ターミナルには指定管理者候補として選定したい旨申し入れを行ったところ、過日の取締役会で受託の意向が示されましたので、これも手續条例第5条第2項の規定に基づく指定申請書の提出を要請いたしました。提出された申請書は庁内の選定委員会で審査が行われ、その結果、指定管理者として適当との意見が町長に提出されましたので、この結果を踏まえて、指定管理者候補として、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案の記以下について読み上げます。

- 1、公の施設の名称、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町字住の江町3番地164、株式会社厚岸味覚ターミナル。
- 3、業務の範囲、(1) 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（以下条例という。）第3条各号に掲げる事業に関する事、(2) 条例第8条の利用の許可に関する事、(3) 施設及び設備の維持管理に関する事、(4) その他町長が定める業務としております。
- 4、指定の期間であります。平成18年4月1日から平成23年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案が議決されますと、指定管理者と基本協定書を締結することになります。本議会には資料として、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ指定管理者基本協定書（案）を提出しております。

一部だけご紹介しておきますけれども、2月の臨時会におきましてご指摘のありました災害時の対応につきましては、その協定書の8ページの第28条第2項でありますけれども、そこでこのように定めております。「甲は、不可抗力が発生し、又は発生する恐れがある場合において、管理物件を住民の避難場所若しくは防災行政無線基地局又は援助物資の保管場所として使用する必要があると認めるときは、乙に対して、乙というのは指定管理者でございますが、指定管理者に対して、管理業務の全部又は一部の停止又は変更についての要請を行うこととし、乙は、合理的な理由なくこれを拒否することができない。」というふうの規定をいたしまして、第29条以降でその際の損害等の負担についても細かく規定したところでございます。

大変簡単でございますが、以上をもちまして提案理由とさせていただきます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

1 番。

●室崎議員 議長、すみません、29号まで共通する要件ですので、よろしく願いいたします。

今回の第26号の今提案理由説明の中でありましたように、指定手続条例ですね、そこでは第2条、公募を原則として、第5条を例外規定として町長が直接選定することができるわけですね。それで、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ指定管理基本協定書の場合には、これの恐らく5条1項6号が適用されたんじゃないかと思いますが、もし違っていたらご指摘ください。そういうような特別事情のある場合には公募によらないということになると思うんですが、恐らく26、27、28、29、すべて公募によらなかったんじゃないかというふうに思われます。それぞれに特別事情があって、第5条1項何号かの規定が適用されたと思うんです。

それで、原則は公募でありまして、特別な場合だけ公募によらないで選定するという形になっておりますので、この際にお聞きしたいのは、これからもいろいろなものが指定管理者として使われるでありましょうし、今回は4件しか出ていませんけれども、いろいろあるんでないかと思われるんですが、今後は相当公募ということが予想されますか。その点についてお聞かせください。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 今回上程をさせていただきました4件の案件につきましては、ただいまご質問者のご指摘のとおり、手続条例の5条1項6号、すべて公共的団体もしくは第三セクターということで、公募によらず選定をさせていただきました。

現時点で考えられますのは、この4つの施設のみでございます。今後、じゃどういものが想定されるかといいますと、指定管理者を指定できるのは、例えば大きくいえば病院、それから水道事業、それから保育所なども対象になり得るということでございます。ただし、今の段階では、これを指定管理者に移行するという考えは持ってございません。直営でやらせていただきたいという考え方を持っております。

じゃ、今後一切そういうことが想定されないかといいますと、そうではございません。そのことによって、住民サービスが向上され、かつ経済的なメリットがあるというふうに考えられますときは、公募によって指定管理者の指定の手続を行うこともあり得ると、そのように考えております。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 今のお話を聞いておりますと、差し当たって、少なくとも近い将来にこの指定手続の2条が適用される可能性はないと。そうすると、この規定の仕方は甚だ現実とは合わない。規定の方だけを素直に読めば、公募が原則であって、非常に例外的に公

募によらないものが5条の方に規定されている。特別事情のある場合である。ところが、いざふたをあけてみるというと、すべて特別事情、特別事情。それで、公募というものは全く、今あるんですかという、差し当たって現実に考えられないと。こういうことになる、実態と相当に違う手続の規定がつくられたということにもなりかねませんよね。

それだけに、今回のこれが公募によらなかったということの理由は、やはりきちんと町民に説明しなければ、要するに缶詰の表と中身が違うんじゃないかという話になりかねませんので、その点はやはり町民に対してですね。指定管理者の制度というのは今回始まったばかりですから、それで一体どんなもんなんだろうということにもなっておりますし、都会ではいろいろな問題が出て、テレビなんかでは、一体この制度何なんだというような視点からのニュースキャスターと称する人たちの話も出ておりますので、そういう中で、厚岸町は原則公募をうたいながら、実は何も実際には公募なんかしなかったんだよという話だけ走って歩くと非常によろしくない、その点は十分お気をつけて、町民に対してきちんと周知をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 周知の方法については、考えさせていただきたいと思います。

ご質問者ご指摘のとおり、自治法の改正があって、公の施設が指定管理者もしくは直営でという二者択一を迫られる内容の改正が行われてしまったと。現実問題として、公の施設を管理委託していたのは、これまで地方自治法で認められていた第三セクターもしくは公共的団体、公共団体、この限定された団体についてのみ、現実厚岸町では公の施設を管理委託を行っていた。まさにこの4つの施設がその施設だったわけでありまして、その二者択一を迫られたことによって、今回指定管理者の手続条例に従って指定の議案を上程させていただいているということでございます。この指定にかかわる手続につきましても、手続条例、それからこの条例の施行規則等々に従いまして、選定委員会で選定を行って、指定の議案を上程させていただいているという内容でございます。

町民の皆さんには、しかるべき手段をとって、ここに至った経緯、経過というものをわかりやすく説明させていただきたいと、そのように思っております。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 助役、今のような答弁要らないんですよ。だって、この手続条例のとき、議論して、みんなわかっているんですから、そんなことは。だから、話をしながら、次何を言おうかと考えているんじゃないかと思われるような答弁はやめてください。

そうじゃなくて、今私が言っているのは、この字面からいけば、当然公募されるんじゃないかと思っていたんだけど、特別事情があるから選定したんだよという形に受け取られて、妙な不信感を持たれてはうまくないから、これ字面からいくとまるで公募が原則のような条例だけれども、実は今までやっていたいろんな経緯があるから、それで現実には公募というのが一つもなくこう決まっても何も不思議はないんですということ

がきちんと町民にわかってもらわなければ、この条例から見て、ああこうなるんだなということと、ふたをあけたものが違うんじゃないかという、疑いを持たれかねないということです。

しかも、それを助長するのは、やはりテレビのいろいろな番組は影響力がありますからね。ですから、都会では、いろいろ公募すべきなのにしないでやっちゃったのは何なのかと。あそこは天下り役人のいる中間法人だから、あそここのところにやったじゃないかというようなことが、今連日報道されているんです。それで、指定管理者というものに伴う何かうまい汁があるんじゃないかというようなことを、これ厚岸町の話じゃないですよ。都会の大きなところになるといろいろあるんでしょう、きっと。そういうような話が飛び交っているんですよ。

そんな中で、そんなものと一緒に思われたんではかなわないから、だからきちんとやって、指定管理者になってくださる団体もきちんとやってくれているし、厚岸町もちゃんとやっているんですよということは、町民にきちっと理解してもらわなきゃならないんです。今、この制度始まったばかりですから。だから、周知には十分に意を払ってもらいたいということを私が言っているんでね、この制度がどうやってできたかなんて話は前の議会でもう既にやっているでしょう。そんなことは言わなくてもいいんです。そういうことです。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

指定管理者制度の導入につきましては、執行方針でも述べております。町政推進に当たっても重要な課題であると認識をさせていただいております。

また、ただいま論議されております例えば26号につきましても、5年間という期間を設けております。永久に指定管理者というわけじゃないんです。見直しもあるんです。そういう方法でとりあえず今回は提案をいたしておりますということでございますので、どうかそういう点、二者択一という方法で、どういう方法がいいのかということで今回提案をいたしておりますので、指定管理者においていろいろな不祥事等がありましたら、その罰則等もあるわけでありまして、どうかその期間等もご理解いただいて、今後指定管理者制度についてのあり方についてご理解いただければと、かように考えますので、例えば今回は公募でやっただと。しかしながら、結果的にはいろいろな理解を得ることができたと。新たにやりたいという人がいればというようなことも将来は考えられることでもありますので、この点も十分に念頭に置きながら指定管理者制度の運営をさせていただきたいと、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

（「応援しているつもりなんだけれどもね、理解していないんじゃないかと。まあいいでしょう」の声あり）

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

3番。

- 南谷議員 1番さんの方からこの関係についてる質問があったわけでございますけれども、私は1番さんのご意見に対して決して否定するものでもないし、私の口下手で誤解を招かないようにひとつご理解をいただきたいと存じます。

指定管理者制度を設定された法律の本来の趣旨っていうんですか、そうしますと、ただいま町長の方からも説明があったんですけども、少なくとも味覚ターミナル・コンキリエは株式会社でございますよね。そうしますと、今回この指定管理者制度を設定するに当たって、町として町民の皆さんに指定管理者に公募をしなかった、そのことについてちょっと僕は説明責任がなさ過ぎるのではないかなと。ほかの部分については理解できるんですよ。少なくとも、味覚ターミナル・コンキリエは株式会社であり、本来事業展開をしておるこの趣旨からすると、厚岸町だけ特別では僕はうまくないと思うんですよ。日本国じゅう、この法律の趣旨に沿って粛々事業展開をしてきている。厚岸町だから、そういうことに意欲を持ってね。あるかないかは、これは別ですよ。あって当たり前というような物のとらえ方ではなかったのかな。もう少しきちっと指定管理者の趣旨も含めて、コンキリエの存在というものも町としては粛々やり過ぎではないかなと、このようにとらえるんですが、いかがでしょうか。

- 議長（稲井議員） 町長。

- 町長（若狭町長） コンキリエの運営を承知いただきたいと思います。第三セクターなんです。第三セクターといいますのは、官民が出資をして運営をするということです。厚岸町並びに民間の株主を募集して運営をしているのであります。そういう中で、株主という組織をつくっておる中で、厚岸町長が社長という立場になっておりますので、やはり株主の意見も必要なのであります。そこで、取締役会並びに正式な株主会じゃありませんでしたけれども、説明会も受けて、コンキリエは指定管理者として受けていこうという同意を得て今日提案をしておりますので、公共施設であっても、第三セクターであるということでご理解いただきたい。株主の了解をいただいているということでありますので、この趣旨をご理解いただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 3番。

- 南谷議員 まさにそのとおりだと思います、私も。結果を言っているんじゃないんですよ、僕は。少なくとも、法律の設置の趣旨からすると、本来株式会社ではあるけれども、そういう考え方というのはよく理解できますよ。でも、町民にいないかもしれないですよ、そういう人が。指定管理者としての資格、要件も含めてですね。でも、本来この指定管理者制度の設置の目的というのは、今まさに1番さんが言われたように、公募ですよ。そういう前提に僕はあったと思うんですよ。なぜ僕がこういう話をするかというと、非常にコンキリエの根っこにあるのは、コンキリエの経営状況も含めて、いかにすべきかということで、町民の皆さんは非常に興味を持っておられる。そういうときに、指定管理者制度というものがやはりしっかりと町民の皆さんにどういうものなの

かというものも含めて、この法律の趣旨からして、少し粛々やり過ぎではなかったのかなととらえるもんですから、実態としては最終的には今、町長言われたようなことで、そこに行くんでしょうけれども、やはり事務方としては、事務の取り進めとしては何か一本足りないのではないのかなと、このようにとらえますが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） この指定管理者制度につきましては、初めてのことであり、株主の方々もそれなりに理解ない中での説明会も開いて、いろいろと協議をさせていただきました。しかしながら、今日のコンキリエは大赤字です。さらにはまた、国費の施設をつくる際の補助も入っています。そういうもろもろのことを考えた場合に、株式会社コンキリエが受けるべきであろうと。公募にはふさわしくないと。そういう意味で、5年間指定管理者として頑張っていこうということで同意をいただき、ただいま提案をいたしておりますので、どうか公募云々の問題については、株主の皆さん方も十分に理解の中で指定管理者になっているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

●議長（稲井議員） いいですか。

他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで休憩をいたします。

再開は3時40分とします。

午後3時14分休憩

午後3時40分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

日程第9、議案第27号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（福田課長） ただいま上程されました議案第27号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、管理委託制度が廃止され、公の施設の管理に指定管理者制度が新たに導入されました。これにより、厚岸町職業訓練センターにつきましては、直営か指定管理者かの選択を迫られておりましたが、2月の厚岸町議会第1回臨時会において指定管理者による管理を行うという方針を明らかにし、設置条例の改正を議決いただいたところであります。

指定管理者候補の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例で原則公募によることと規定されておりますけれども、当該施設が職業訓練に特化した事業を行う施設であることに照らし、専門的ノウハウを持つ職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会に引き続き管理業務を担っていただくことが最善の方法と考え、手続条例第5条第1項第6号の規定により、公募によらない指定管理者候補の選定を行うことにいたしました。

こうした経緯を経まして、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会には指定管理者候補として選定したい旨打診したところ、了承が得られましたので、手続条例第5条第2項の規定に基づく指定申請書の提出を要請いたしました。提出された申請書は庁内選定委員会で審査が行われ、その結果、指定管理者として適当との意見が提出されましたので、この結果を踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以下について読み上げます。

- 1、公の施設の名称、厚岸町職業訓練センター。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町字港町94番地9、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会。
- 3、業務の範囲、（1）厚岸町職業訓練センター条例（以下条例という。）第3条各号に掲げる事業に関する事、（2）条例第6条の利用の許可に関する事、（3）施設及び設備の維持管理に関する事、（4）その他町長が定める業務としております。

4の指定の期間につきましては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案が議決されますと、指定管理者基本協定書を締結することになりますが、今議会に資料として、厚岸町職業訓練センター指定管理者基本協定書（案）を提出しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、提案理由とさせていただきます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第28号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第28号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

本条例の制定につきましては、さきに審議いただきました指定管理者の指定についての議案同様に、地方自治法の改正に伴い、公の施設の管理に指定管理者制度を導入するものであります。さきの厚岸町議会第1回臨時会におきまして、厚岸町生活改善センターを指定管理者の管理とする条例の改正を議決いただいたところであります。

指定管理者候補の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、以後、手続条例と称させていただきますが、手続条例では原則公募によることと規定されておりますが、厚岸町生活改善センターについては、これまでの管理委託実績等を勘案し、厚岸町商工会に引き続き管理業務をしていただくことが最善の方法と考え、手続条例第5条第1項第6号の規定により、公募によらない指定管理者候補の選定をさせていただきます、厚岸町商工会に指定管理者候補者として選定したいとの打診をさせていただきます、了承が得られましたので、手続条例第5条第2項に基づく指定申請書の提出を要請したところでございます。提出された申請書は選定委員会での審査を経て、指定管理者候補者として選定することが適当との意見が提出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の記以下について読み上げて、説明いたします。

- 1、公の施設の名称、厚岸町生活改善センター。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町字港町109番地6、厚岸町商工会。
- 3、業務の範囲、(1)厚岸町生活改善センター条例第7条の利用の許可に関する事、(2)施設及び設備の維持管理に関する事、(3)その他町長が定める業務。
- 4、指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に参考資料として、厚岸町生活改善センター基本協定書（案）を配付させていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第11、議案第29号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第29号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

本件につきましても、さきに審議いただきました指定管理者の指定についての議案と同様に、地方自治法の改正に伴い、公の施設の管理に指定管理者制度を導入するものでありまして、さきの厚岸町議会第1回臨時会におきまして、厚岸町住の江山の手地区集会所を指定管理者の管理とする条例を議決いただいたところでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、以下、手續条例とさせていただきますが、手續条例では原則公募によることと規定されておりますが、当該施設につきましても、協働のまちづくり事業のモデルとして、管理運営費用を地元自治会が負担をする提案を受けて建設した経過であり、手續条例第5条第1項第6号の規定により、公募によらず、住の江山の手自治会を指定管理者候補者として選定することとし、手續条例第5条第2項の規定により、指定申請書の提出をしていただきました。提出された申請書は選定委員会での審査を経て、指定管理者候補者として選定することが適当との意見が提出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記以下について読み上げて、説明いたします。

1、公の施設の名称、山の手会館やまびこ'05。

2、指定管理者の名称、厚岸町字住の江町11番地543、住の江山の手自治会。

3、業務の範囲、（1）厚岸町住の江山の手地区集会所条例（以下条例という。）第3条各号に掲げる事業に関する事、（2）条例第7条の利用の許可に関する事、（3）施設及び設備の維持管理に関する事、（4）その他町長が定める業務と規定させていただきました。

4、指定の期間であります。平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間あります。

なお、お手元に参考資料として、山の手会館'05基本協定書（案）を配付させていただきましたので、参考としていただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審

議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第12、議案第30号 厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

このたび改正を行おうとするものにつきましては、名誉町民に対する待遇に関するものでありますが、生存中における年金及び死去された際の弔慰金の金額について、現行「町長給料月額に相当する額」となっている規定を改めて、50万円の定額にしようとするものであります。

この制度は、町の発展に大きく寄与され、郷土の誇りとして深く尊敬される方を名誉町民として顕彰し、名誉町民としてふさわしい礼遇をしよう定められたものであり、これは今日に至るも町民の愛町意欲の高揚を垂範する上からも継続すべきものであると考えますが、一方で、町財政を取り巻く環境が厳しさを増し、公共料金の引き上げなども実施してきております。また、最近では、町長の給与月額が町の財政事情等によりその時々での増減の変化が著しくなる背景もあり、名誉町民の年金額等について、これを引き下げるとともに、定額化しようとする改正を行うものであります。

改正部分の規定内容につきましては、参考資料で新旧対照表を配付しておりますので、これに基づき説明いたします。

名誉町民に対する待遇を定めた第4条の規定を改正するものでありますが、第1項第3号の現行規定で、「年額町長の給料月額に相当する額」と定めていたものを、「年額50万円」の定額に改めるとともに、同条の第2項で定める死亡時の弔慰金及び第3項で定める故人を名誉町民に決定したときの遺族に対する一時金の額につきましても、50万円の定額に改めるものでございます。

なお、この改正条例の施行日につきましては、附則において平成18年4月1日からと定めるものであります。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

6番。

●佐藤議員 平成18年度明けましたけれども、明けて、おとしになろうかと思いますが、3月の定例会における予算審議の過程の中で、私この名誉町民条例の質問をしたと思いますが、その関係から、今回この一部を改正する条例の提案がなされましたので、1つ、2つ、確認の上でお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、今回の条例の改正につきましては、4条の1項の3号、今、総務課長からご説明がありました、金額を定額の50万円とするということと、それに伴う関係する条例の中の金額の訂正ということだろうと思いますが、その前段、第2条にある本町に住所を有したことのある者で、広く社会、文化、産業経済の交流に寄与し、町民が郷土の誇りとして云々というような形で、名誉町民とする定義といいますか、定めているわけですが、この議場にも写真が掲載されておりますけれども、過去には議長あるいは町長を歴任された方、今回も沢田前町長が名誉町民ということで、先ほどの16号議案で提案され、可決をされたところであります。

1つ目のお伺いは、今までの経過を見ると、そういう議長、町長の経験者でありますけれども、この「広く社会、文化、産業経済の交流に寄与し」という文言から判断をすると、私が今申し上げたそれ以外の方で、もちろん固有名詞は出てきませんが、例えばどういう分野の方で、郷土の誇りとして深く尊敬に値するというような方であれば、町長、議長以外の名誉町民の候補になり得る資格がある方というのは、例えばどういう方を言うのかと。今までないわけですから、議長さんか町長しか。それが1つお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、私が前回予算委員会で、先ほども総務課長が昨今の財政事情云々という説明もありましたけれども、当時は町長の給料月額1月分、月額ですから、それを年金として未来永劫といいますか、お支払いをするとあるいは支給をするというのが条例でありました。私もその時点で、年金として毎年お支払いをしなければ名誉町民としてたえたことにならないのかと。尊敬することにはならないのかと。したがって、例えば一時金の方法で支給をするとか、あるいは節目節目にお祝い金を支給するとか、あるいは額を廃止するとか、あるいは大幅に削減をするとか、そういうことも含めてご検討をいただきたいという趣旨の質問をしたところでございます。幸い、町長からは、年金が妥当かどうか、あるいは昨今の財政事情も含めて、研究、検討させていただきたいと。それと、各町村の状況も含めて検討をさせていただきたいということで、私の質問が終わったように記憶をいたしております。

その後、1年ぐらいの経過を経て、今回の条例の改正の提案だというふうに理解をいたしますけれども、管内の町村の情勢、状況も含めてこの提案に至ったわけでありませ

けれども、50万円という減額をして改正をするという結論に至った理由というんですか、経過というんでしょうか、そのことを各町村の、釧路市は名誉市民というんでしょうけれども、市を含めた各町村の条例の中で、年金に相当する額がわかりましたら、それを含めて、先ほど申し上げましたこの50万円という定額に至って提案をするという状況になった経過を一つご説明いただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の名誉町民になり得る対象というご質問でございます。

おっしゃられるとおり、条例の第2条に名誉町民の対象という形で表現をさせていただいております。非常に広い分野の中で、町民がひとしく名誉町民としてふさわしいというような合意のもとで称号が贈られる者と。当然この称号を与えるに当たりましては、先ほど議決いただいたように、議会の同意を得て称号を与えるということでございます。

それで、厚岸町の場合は、議会を含めまして行政経験者ということでございますけれども、他の自治体の例を見ますと、文化活動の中で非常に全国的に顕著な功績のある方を名誉町民あるいは名誉市民というような形で称号を贈られている例もございますし、経済活動において、その地域発展に大きく寄与されたというような功績のもとで、名誉町民あるいは市民という形で称号を贈られている例もあります。そういう形の中で、答えになっているかわかりませんが、非常に広い中で、やはり町民にふさわしいという功績があったという場合については、対象になり得るといふふうにとらえておるといふことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、今回改正、50万円に至った理由ということでございます。年金の関係でございまして、少し時間をいただきまして、この条例が実はできましたのが、31年に制定がされているわけございまして、その後、制定当時につきましては年金という規定はございませんでしたけれども、48年に改正がされまして、年金額20万円、それから56年に改正がされまして50万円、そして63年に現在の町長給与月額相当分というような改正の変遷を経てこの条例が来ているという内容でございまして、やはりその考え方といたしましては、目的にありますとおり、名誉町民としてふさわしい礼遇をすべきであろうというような考えのもとで、その情勢等もありましたでしょうけれども、そういう中でこういう規定の改正が行われて、今日に至っているというふうに理解をしておりますし、もちろん名誉町民の称号を贈られた方につきましても、公式行事への出席、参加など、やはり名誉町民としてのある意味では義務を負うというような部分もあろうかと思っております。そういったことから、やはりこういうような礼遇を継続していくということがふさわしいということで考えさせていただいたものでございます。

それで、実際に他の自治体ではどうなのかというご質問でございます。私手元に管内の状況を持っておりますので、口頭でございまして、申し上げさせていただきたいと思います。釧路町におきましては、厚岸町と同様、町長の給料月額ということになってございます。浜中町は年間50万円の定額でございまして、標茶町が60万円の定額、年

間です。弟子屈町、50万円の定額。鶴居村、30万円の定額でございます。白糠町につきましては、町長の給料月額というような状況に相なっておりまして、管内等の状況等を比較いたしまして、やはり定額の形、50万円が……。

(「釧路市はわかるね」の声あり)

●総務課長（田辺課長） 釧路市につきましては、褒賞等の年金の支給についてはございません。そのような形になってございます。そういうような管内の町村の例等も比較しながら、今回50万円の金額ということで提案させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 6番。

●佐藤議員 最初の質問は、してしまってから、非常に答えが大変だろうなと思って座って聞いておりました。

それで、今、釧路市も含めた管内の年金額をお教えいただきました。それらを踏まえて、それだけを踏まえたわけではないでしょうけれども、厚岸町は昭和56年当時の50万円に、財政等々を勘案して、50万円に減額した改正の提案をしようということに至ったんだろうなというふうに理解をいたします。もちろん、これは条例でありますし、それぞれの社会経済情勢によって未来永劫続くとも限りませんし、またその状況状況によって変わっていくということになるろうかとも思いますけれども。

最後に、町長ね、実は先ほどからずっと私おとしからのことも含めてお話し申し上げているんですが、結構やはり町にあっては、私のほかにも質問ある方がいるかと思えますけれども、やはりいろいろ厳しい情勢の中で、町長苦勞しながら、町民にもご負担をお願いしながら、町政、財政を健全化しようということで頑張ってきております。その中で、もちろん1人か2人かの話ですから、全体から見れば大きな金額、大きな予算を使おうということにはなりませんけれども、やはり考え方としてどうなのかなという話もお聞きするわけであります。

私もそんなことで、おとし、果たしてこういう形が今の時代にどうなのかなということでお話をした経過でありますし、また町長も最後に、昨今の事情を考えると、果たして今のままでいのかということ、検討をさせていただきたいということで、こういう結果になったことにつきましては敬意を払っているところでありますし、そのことも含めて、町長の方から、こういう減額の条例の提案をしたんだということを皆さんにわかっていただくためにも、町長の言葉として最後に答弁いただければ、町民の皆さんにまた理解できるんじゃないかなというふうに思いますけれども、よろしければ一つご答弁賜りたいなと思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま議案30号、ご意見を承ったわけでありましたが、私は過去の質問において、やはり現行のままでいいのかどうか、いろいろと模索をさせていただきました。特に、町民負担を仰がなければならない今日の厚岸町の財政の中で、町長月額を1年間年金としてささげることはいかか。しかしながら、反面、名誉町民という地位は極めて高いわけであります。そういう意味においても、昭和39年以来、3人の方が名誉町民になっております。また、議場にも額が掲げられているのであります。そういう意味において、名誉町民になる方、なられた方、なっている方、極めて町民から尊敬され、そしてまた敬意を表される方であればならない。これは当然のことであります。

先ほど、ふさわしい人とはどういう人かというご質問がございました。これまた、端的に町長が評価をして、それを答えるということも大変難しい人物像でございます。しかしながら、他の町村を見ましても、町長になった方、または議長経験者とか、要するに町政の推進に当たった方が大方がそういう立場になっておるのも現実と、私は承知をさせていただいておりますが、しかし今回の改正案に当たりましては、いろいろと苦慮をいたしました。適正な褒賞、年金はどれぐらいであろうか。その結果、ただいま課長から答弁をいたしましたとおり、厚岸町の財政状況並びに釧路管内の町村の現況はどうなっているであろうか。いろいろと参考にさせていただいたわけであります。その結果、50万円が適当であろうということで、今回改正案を提案させていただいたわけでありますので、どうかその点についてはご理解をいただきたい。

また、いろいろなこれに対するご意見もあろうかと思いますが、その中ではまたその時代時代の流れで、過去にも厚岸町は48年、56年、63年と改正をしております。そういう過去のこともございますので、今後永遠にしかれば50万円がいいのかという議論もあろうと思いますが、その時代時代の中で対応していかなければならないと、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） いいですか。

他にありませんか。

16番。

●竹田議員 そもそも名誉町民とは何かという議論が他町村でもいろいろありまして、金額並びに廃止等を考えたりしている町村もあります。ただ、大きく変化しているのは、ここ厚岸町の付近では浜中町、白糠町、別海町、この付近の中で大きく変わって見えるというものはそれほどないように思います。ただ、釧路市においては、今説明のあったとおり、廃止と。そしてまた、提案案件は、選考委員会をもって決めているということもあります。

名誉町民ということで、広辞苑には、「だれかに問わず、万人が認める人であり、万人が認める功績であり、自然と民から名前がわいてくるということが一般的ではないだろうか」というふうに説明があります。であるならば、町長の提案というものが、町民にどれだけ理解されているのかということが大事になってくると思います。その理由の一つとして、議会時報の中に厚岸町議会稲井正義様が話されているのをちょっと読まさせていただきます。

「首長は選挙のとき、必ず幾つかの選挙公約を掲げ、当選したら実行しないと有権者は納得しない。高度経済成長時代にはこのようなことを繰り返し行い、数多くの施設を借金をして建設したために、現在借入金の返済に苦しんでいるのが自治体の現状であり、加えて政府が進めている三位一体の改革により、地方交付税の削減によって一層の財政難に陥ったのであると思う。これらは、執行者の立案された行財政改革方針に対する提言も積極的にすべきであり、議員は町民要望を町政に反映させなければならないという責任がある。しかし、今日では、数多くの要望を選択し、実現を図る時代が到来したと考えている。我が町は、過去4回の統一選挙に2名ずつ合計8名の議員削減を行い、現在の定数は18名であり、議員報酬も16%から10%の削減をしている。議会と執行機関が協力して、行財政改革に取り組んでいる。我々の世代につくった負債は幾らかでも少なくし、子供や孫に引き継いでいくのが私たちの責務であると思っている。」

これを読んだときに、うちの議長はすばらしいことを言っているなというふうに私は思いました。このことについても言えると思います。

そして、第1には、町長2期目当選のあいさつの中で、「第1には、町民の皆様の声を大切にしたい協働のまちづくりのさらなる展開であります。これは、これまでも進めてきたとおり、まちづくりに対する私の基本姿勢であります。町民の皆さんと情報を共有した相互理解のもとで……」、ここで質問なんですが、この名誉町民という部分について、1つは厚岸町の発展に功績があった者、総務課の課長から今功績の部分について申し上げられました、説明の中で。もう一度聞きます。発展に功績があった者。その人物がどのような功績を残していったのか。この部分。それから、情報を共有し、相互理解という部分について、町民にどれほどの情報を共有し、理解を求めてきたのか。これが2点目。「町民皆さんの自主的な地域づくり活動に一体となってさらに取り組む考えてあります」。

2番目に、「今日の地方自治を取り巻く環境から、私の町政2期目の最大の課題は、やはり財政再建にならざるを得ないところですが、これには引き続きしっかり取り組む考えであります。愛する厚岸町の新しい時代を築き上げるという使命を与えられたことを誇りに思いながら、町民だれもがこの町に住んでよかったと思えるすばらしい厚岸町を築き上げてまいりたい」。

この2つの文章の中で、2番目に読み上げました「最大の課題は、やはり財政再建にならざるを得ないところですが」、この部分から今回のこの50万円の提案をされるということは、どういう意思の変わり方なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、年金者という形で、介護料、そして保険税も払わなきゃならない年金暮らしの60万円から70万円ぐらいの所得者もおります。こういった人たち、本当に弱者を守ってあげなきゃならない。そういった部分で、苦しい思いをしている人たち。今、社会現象の中で、貧富の差が非常に大きくなっている時代です。今、この50万円をあげるという相手に対して、私はどうのこうのということはいけません。16号議案の件についても一言も反対しないで、町民名誉称をあげるということに関しては、非常にいいことだと私は思って、反対も何もしませんし、質問もしませんでした。ただ、この30号に当たっては、この50万円というのは2名になるわけです。100万円になるんですね。

例えばですよ、亡くなられたら年金を支払わなくてもいいということですから、例え

ばこの2人が生きていて、次に3人目の人に与えたいということが出てきたときに、順番的には現在の町長になろうかなというふうに予測はされますけれども、それはわかりませんけれども。そういった事情で今度3人目になる可能性も出てくるわけですね、長寿社会ですから。町長があと10期も20期もやるというふうになったら、それは当然ついてこられなくなる場合も出てくるのかな。そういった部分についても、先を考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。その分についてはどうなのかなと。

3回しか質問できないのでいろいろ言いましたけれども、もう一つ、町民の方からぜひこれを町長に聞いてほしいということで、お伺いします。

厳しい指摘だったんですが、今回の30号の議案が出されるということで、現在年金をいただいている人にも、きちっとした説明と配慮と、きちっとした理解が求められていたのか。どういった説明をされたのか。いや、決まってから説明するんだというのであれば、どのような説明をするのか。

そして、議案30号の今回の提出に対して、もらう人というのがいるはず。もらう人が当然いるわけですから。もらう人というのは、当然名前が出ていますからわかるんですけども、50万円を出すということが、議案が出されるときに、本人はわかっているのかどうか。わかっているということが前提であろうと。わからないということはないだろうと。であるならば、平成12年の50億円あった交付税が町長退任のときに約7億円減って43億円になっている、その事実も知っている。ましてや、自分がやめて、今現在の平成17年、18年を迎えるときに、相当数の金額、約16億7,000万円程度ですかね、ちょっとずれはあると思いますけれども、その程度が金額が交付税として引き下げられている。この現状をわかった上で、名誉町民の50万円という金額が平然としてもらえる。そのもらおうとする人間が名誉町民に値するのかという、厳しい町民の声が私にありました。

3人で家にわざわざ来られて、その話をしていきました。私はしっかりそれを聞いて、「町長にご質問したいと思います」というふうに答えましたので、これについても、大変私自身も言いづらく、質問しづらく、また町長としても答えづらい部分ではないかと思いますが、何とぞこの辺をご理解していただいて、ご答弁をお願いしたいと思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと思います。

多様にわたっておりますので、答弁漏れがあったならば、さらに申し出ていただきたいと思いますが、また順序が質問どおりにいかないかと思いますが。といいますのは、話の説明でありますので、説明しやすい方法で答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、2名になるんじゃないかと。100万円だぞということでありまして。今回の改正については、2名を頭に置いて改正を提案はしておりません。条例でありますので、当然財政状況、そしてまた先ほど佐藤議員にも説明いたしましたとおり、管内の事情等、名誉町民にふさわしい年金は幾らにすべきかということで改正案を出しておるわけでごさいます。ただ厚岸町においては結果的に沢田さんが名誉町民になったならば2名になるということでありまして、何も2名を念頭に置いての改正案でないことはご理解を賜

りたいと存じます。

さらにはまた、町民に説明をしたのかと。私は、議会と行政の中で、当然町民に周知をすることも大事でありましょうけれども、この議案については、やはり議会の同意を得ることによって、結果的には町民に周知をいたすことがいいであろうと。その手法としては、厚岸広報もありましょうし、またいろいろな場面での周知があろうかと思いませんので、この点については、町民に相談をして私が提案をしておりません。ただ、過去の経歴等においてふさわしい人であるという考えのもとで提案をしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

さらにはまた、財政の問題であります。

確かに、大変厳しい財政状況であります。財政状況厳しい中で名誉町民に年金を出すということはいかがなものか。そういうご意見も当然のことであろうかと思えます。しかし、私は、この問題と財政の健全化を考えながらも、今回提案いたしております。すなわち、借金は私は後世に残すものではないということで、今日まで地方債残高は極力減少してまいりました。おかげさまで、ご承知のとおり、今回の予算案でもおわかりのように、公債費においても前年度から見ると15億円、過去は18億円が最高でございました。そういうことで、借金については後世に残すものじゃないということで、極力借金の返済に努力をしながら、しかしながらやらなければならない課題については、優先順位を決めながらやっていかなければならないという手法の中でやっておるわけでありませう。

それと同時に、財政が厳しいということで、町民の意識改革、すなわち協働のまちづくり。協働のまちづくりとはいかがなものか。これについては、何度も議会で論議しておりますので竹田議員はご承知のことと思えますが、これからの財政難の折では、この町民との協働のまちづくりは、私の大きな行政指針であるということをご理解賜りたいと思っておるわけでありませう。

以上、質問がこういう内容であったかと思えますが、答弁漏れがありましたらお知らせをいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 答弁の中で、もらう方の気持ちがよく理解できないということですね。2回目の答弁に入れてください。

それから、どんな功績があったのかということでもう一度お聞きしたいということについて、答弁していただけなかった。僕が先に手上げちゃったから答えれなくなったのかな。総務課長ですね。

条例の提案で、何名になるかということじゃないんだと。あくまでも、条例の改正を提案しただけなんだという町長のことでありますけれども、事実ですね、こういう言い方はどうなのかわかりませうけれども、今現在生きておられるわけですよ、最初の方が。プラスになるのは、条例の提案について、確かに町長のおっしゃるとおりでございます。しかし、現実的に支払いというものが開始になったときに、2名になるのはだれもが計算して、倍になるんじゃないかというのは当然のことだと思います。心配するの

も当然なことだと思います。それで、僕が2人が今度3人になったときにどうするんですかって、そういう心配をして質問をしたんです。それを踏まえて答弁していただきたい。財政が厳しい、厳しいという中で、今回のこの時期に今なぜ提案をしなくてはならなかったのかということの意味が理解できない。それを説明していただきたい。

それから、町長の答弁の中で、優先順位として、やらなきゃならないことはやらなきゃならないと。であるならば、今回のこの提案は、やらなきゃならないことだったというふうに受けとめます。であるならば、先ほども、つけ加えて答弁していただきたいんですが、なぜにじゃあこの時期なんですかと。50万円が適当であろうという数字は、それは個人的にそう思う判断ではないのかと。だれが、どのくらい、どれだけの人数の人が理解できるのかと。

それから、もう一つ、この議案がもし通ったときに、町長として町民に胸を張って、名誉町民の50万円を提案したんだ。通ったんだ。やることができました。胸張って言える提案なんですか。町民はそこを本当に町長に聞きたいと。

以上の点、2回目、質問させていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

5点ほどかと思えます。功績につきましては資料ありますが、ちょっと詳しくなりますので、担当課長から答弁をさせます。

私からは、まず2名の問題。3名はそしたらどうなるのかと。私は、今回提案いたしております厚岸町名誉町民に関する条例、結果的にゼロになるかもしれませんし、3名になるかもしれません。その時代時代の名誉町民にふさわしい人が出てくれば、3名になるかもしれません。または、歴史とともにゼロになるかもしれません。私はそのように答弁をさせていただきます。

それと、もらう人がもらえるのかと。私は、条例に基づいて贈るわけでありまして。その後の問題については、本人次第です。私からは答えられません。この点をご理解いただきたいと存じます。

それから、時期の問題であります。時期につきましては、私は町長として、名誉町民として過去の3名の方々の経歴等、功績、実績等を見て、ふさわしい人であったな、そのように考えておりましたが、今回沢田さんの提案につきましては、70歳以上、過去の方々が名誉町民になっているのは。そういうことで、私は今回沢田さんの名誉町民に提案をし、皆さん方のご同意をいただいたと。

さらにまた、今回の改正案については、私は先ほど佐藤議員に説明したとおりです。しかも、できれば平成18年度のやはり事始め、第1回定例会に提案すべきことであろうと思っております。なぜかといいますと、年額だからであります。途中で変えられるような状況にないわけでありまして、新年度から条例が改正され、削減されることがよりベターであろうという考えで、私は条例案の改正の提案をさせていただいております。

また、今回の条例案につきましては、胸を張って提案しているのかと。私は、議案の

提案というのは、町長が責任持たなければなりません。胸を張って自信を持つことは大事ですけれども、どういう意味で胸を張ってということかわかりませんが、私は常に町民を考え、まちづくりを考え、議案を提案いたしているわけですので、今回もそういう意味において、厚岸町に必要な条例であるという認識で提案いたしておりますことをご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） この名誉町民の功績でございますけれども、既に今回議案第16号で新たに名誉町民の称を贈るということに同意をいただいた方につきましては、今議案の中に経歴書を参考という形でつけさせていただいております。ごらんいただいているとおりかと思っておりますけれども、議会議員あるいは厚岸町長といたしまして、町の行政運営、こういった部分に功績があったという内容で先ほど提案をいたし、議会の同意をいただいているものでございます。過去の称号を授与いたしました名誉町民におきましても、それぞれの称号どおりの段階におきまして、やはりその功績、妥当であろうという判断の中で称号が贈られているものというふうに理解をいたしております。そのように判断をいたしております。

●議長（稲井議員） いいですか。もう1回ありますよ。

（「いや、まだいると思うんで、時間も時間だし。僕はこの程度で」
の声あり）

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

8番。

●音喜多議員 大変個人の名誉にかかわることでしたので、私はこういう公の場では本当は議論はしたくはないんですが、そのことを議運でもお話ししましたが、これは立場上というか、いたし方ないことなのかなと。結果的には、公の場でこういう個人の名誉にかかわることを議論しなくちゃいけないのかなというふうに、非常に気持ちの中では残念なところというか、自分の気持ちの中では本当にむなしいところがございますが、しかし町民の気持ちを考えたときに、一言お話しさせていただきたいというふうに思っているわけです。

1つは、自分の体を守るためにも、まず病院にかからなくちゃいけないと。国保税の目いっぱい引き上げ。あるいは、楽しみにしていた敬老年金の廃止、節々での支給と。お年寄りにしてみたら、非常にそういう思いが伝わってきているんです。直接そういうことをこのことに対して言われるわけございまして、特にまた今年度は、介護保険料の引き上げとか、最近の町の財政上には、職員の給与を含めて、カット問題やら、非常に財政的に負担を求めてきている矢先でございます。そんな中で、金額の多少は別にしても、町民感情としては非常に割り切れないところがあるやに私は聞いております。町

長は、執行上ではそれは私は自信を持ってと。いろんなことを考えた上でこの提案をしていると。それはそのとおりでしょうけれども、ただ多くの町民から見れば、反面、そういう割り切れなさがあるのを聞かされるわけであります。

そんな中で、改めてお尋ねしますが、そういう状況を勘案していて、今なぜこうしてこういう問題を出さなきゃいけないんだと。その神経さというか、その気持ちがなかなか町民には割り切っていただけないということを重々ご存じだと思うんですが、そういったことについてどのようにお考えなのか。先ほどは、手続上の手腕を聞いているわけではなかったと思いますし、私もそういう今回の上程されるまでに至った手続上の手腕を聞いているわけではありませんので、率直の町民の気持ちを、そういうことでのあらわし方としてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど今回の条例の年金を名誉町民に対して与えるというか、対象として町民が広く、ふさわしいやり方、そういう方に与えるんだと。そういうことを受けてやるという、今回の提案になったということでございますが、それは内部だけの話ではないのかと。いわゆる外部からの話をきちっと受け入れて、内部の情報も踏まえて、そういう情報開示の上で今回の提案だったのかと。そのことがちょっと疑問に思います。そうすることによっては、もっとこの感情というのは町民にわかっていたいて、あるいはふさわしい、理解度が高まったのではないのかなというふうに思います。

いずれにしても、その2点については、町民の方には非常に大きな疑問というか、手法上を含めて疑問に思われている部分でございますので、お答えいただきたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回の提案は、年金額の削減なんです。このままでいきましたら、年金は町長月額額の額に相なるわけでありまして、私といたしましては、今日の町財政等を考えた場合に、年金額は削減すべきであるという考えで提案をしているわけでありまして、私はこのままではいけない、削減すべきであるという考えのもとで提案をいたしておりますので、どうかさきにご同意いただきました名誉町民の問題とこの条例提案については別個なものでありますので、この点一つご理解をいただきたいと存じます。

（「休憩」の声あり）

●議長（稲井議員） ちょっと待ってください。

8番さん。

●音喜多議員 ちょっと私も意味がわからないというか、下げるということを聞いているんじゃない。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後 4 時46分休憩

午後 4 時52分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

お諮りいたします。

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は議案第30号の審議が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

町長。

●町長（若狭町長） 先ほど、私のとり方が間違っておりまして、下げるということで容弁をいたしましたことを深くおわびを申し上げます。

さきの条例におきまして、沢田氏が名誉町民になったわけであります。現在、厚岸町、結果的には2名の名誉町民が誕生いたしましたことに相なります。当然、年金の支給につきましては、この決められた条例の中で支給することになりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 もう一度、町長に1点目のことをお尋ねします。私の質問の趣旨が理解されていないようですので、もう一度お話しさせていただきます。

なぜ今なのかという疑問点がありますよということは、時期的なものというか、4月だからとか、そういう年度初めだからという手法上の問題ではございません。先ほども、休憩時間にもお話ししましたが、地方交付税の減額で町は大変な状況に来ている。それは重々承知です。そのことによって町民に、国保を初めいろんな負担をしていただいています。目いっぱい、正直言って引き上げています。そして、年寄りの年金が楽しみにしていました敬老年金も廃止しました。節目だけにしました。そういった状況の中で、なおかつこれからも、今年度は介護保険料等を含めてまだ負担が続くだろうと私は思うのであります。ましてや、町民の働いている方々には、定率減税の廃止、これまたうんもすんも言わずに廃止ですし、職員の皆さんの給料も9.7の減額。いろんな意味では、公的にかかわっている人は我慢しながらも、そういう体制をとっている状況です。

そういう時期にこれが通っていくと、金額のことに及べば、前回から見れば20万円程度ということ、2人でということになるわけですが、この時期、そういう財政の厳しいときになぜこの年金制度をふえる形で提案しなきゃいけなかったのかという、その気持ち町民感情としてはわかり切れないところがあるよということで、それをどう町長は思っているのかということをお尋ねするのであります。

そして、もう一つは、今言われているように、町民が広く、ふさわしい人だと。その上で、選考ということで提案していると。そのふさわしい人だということでの提案の仕方ですけども、これは行政だけで提案してきているのではないのかというか、一般の

町民というか、あるいは行政から外れた人方の意見というか、そういうものを聞いてやっているのかということです。正確に言えば、ほかの町ではそういう行政外のところの審議会とか、そういう公の場をつくってこの問題に対応しているところもあるようですけども、そういったことで町としてはとらえなくて、内部だけで話のまとめっていうか、そういうことでの提案ではなかったのかというふうに思うんですが、その辺の手続的には、それは条例上からいけば、町長が執行権あるわけだから、しかしこれは町の人に広くかかわってくるというか、こういうことになればそのようにとられるわけだから、そういうことをされたのかということでもあります。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 再三、ご答弁を町長の方からも、それから総務課長の方からも申し上げておりますけれども、そもそもこの条例は、先ほども言いましたとおり、もう相当古い昭和31年からの条例であります。この条例は議会で認めていただいた条例であります。その手続に関しても、この条例に従って今回この案を上程させていただいております。なぜ今この時期かということについても、先ほど町長がご答弁を申し上げましたとおり、その経歴、それから年齢的なこと等々を勘案して、この時期に上程をさせていただいております。

この30号に関しましては、既に16号で新しい名誉町民をお認めいただいたということでもあります。これ30号をそのまま出さなければ、今の町長月額2人と。今、実際には15%カットされていますから、70数万円ということになるわけでもあります。したがって、今30号で議論をしていますから、30号に関しましては、そういう年金を下げるという内容で提案をさせていただいているということでもあります。結果として、16号でお認めをいただいたわけでもありますから、100万円、実際には17年度で支給している額よりも20数万円多くなるという格好になりますけれども、それはそういう前段申し上げました理由で、この時期にご推挙を申し上げるのが適当であろうという判断をさせていただいて、16号の方も上げさせていただいたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 ちょっと、全然だめだな。なぜ今なのかというか、こういう厳しい時代に、今なぜそういうふうに提案しなきゃいけないのかって聞いているのに、年齢だとか、ふさわしいだとか、そういうことを聞いているんじゃないんです。町の感情として、そういう厳しいときに、この年金というか、これは先ほどから言っているように、1人であればそのまま放っていいのかもしれないけれども、結果的に2人になるわけだから、ふえていくわけですよ。そういう状況の中で、結果的には100万円ということになるわけだから、町の人にしてみれば、100万円がという。それこそ、2万円からそこらの敬老年金、節目というか、それも削っておきながらという思いがするんじゃないでしょうか。

だから、そういう年齢とか、ふさわしいとかではなく、ふさわしいからこうして提案

しているんだろうけれども、こういう町の感情をどのように受けて提案されているのかということでもあります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほどの竹田議員との答弁で重なる点もあろうかと思いますが、今回は30号については、財政事情、さらにはまた管内事情等々、いろいろと検討した結果、年金については削減すべきであるということで提案をいたしております。しかし、さきの16号の提案についてご同意いただきましたが、2人になるから削減案を提案していないのであります。結果的に2名になったということでありまして、私はあくまでも現状に合った年金を支給すべきである、すなわち削減すべきであるということでご提案をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

3番。

●南谷議員 今日、もう封印したところなんですけれども、ガムテープをとらせていただきます。先ほど来、私で四番せんじでございます。手短にご質問をさせていただきたいと存じます。

先ほど、総務課長の方からこの経緯に至った説明をいただきました。そのことにつきまして、私は違った考えを持っておりますので、発言をさせていただきたいと存じます。

この条文の中で、4条ですか、50万円に改定をしていただけると。16号との関連について、先ほど来随分議論があるんですけれども、せっかくするのであれば、50万円ではなくて100万円でもいいんじゃないかな。敬意を表する。それぐらいの功績のある方だと、16号については私は判断をいたしました。50万円という数字が出ると非常に露骨になるんですが、対価について議論になるわけですから、50万円という数字についていかなものかという部分での議論をさせていただきます。

先ほど、総務課長は管内の町村の状況を説明していただきました。私も調べさせていただきました。釧路町、それから白糠町、これはそれぞれ2町が町長の報酬と。それから、標茶町が60万円。さらには、浜中町と弟子屈町が50万円。さらには、鶴居村が30万円。佐藤議員さんも質問されておったんですけれども、釧路市においては、葬祭のときのみということで、年金でもないし、お祝い金もないと。ただし、葬祭のときに市長の配慮でと、こういうふうになっています。ただ、釧路市の場合、合併がありました。そこで、音別町、合併になった時点で、音別町民から名誉町民になっている方、それから阿寒町にもおりました。その両町の方々には89万7,000円という数字を、今度変わるわけですから、確定をさせていますね、それぞれの2町については。ただし、釧路市の従来からの名誉町民さんは、従来のみです。

ですから、確かに町長の方から提案がなされた議案に対しまして、50万円ということで改正をこの時期にさせていただけた。このことについては、私は敬意を表するんです。

残念ながら、本当に財政が許すのであれば、私は100万円でもいいんじゃないのかなと。人数も、もっともっと名誉町民にという思いであります。せつかく16号で承認したんですから、こういうことでギラギラしたんでなくてね。

ただ、残念ながら今まで3名の方がそれぞれご意見を述べられたとおり、私は町民の皆さんからとは言いません、現にこのことについて町民に聞いていないわけですから。私自身議員として、町長提案が皆さんが言っている妥当なのかという数字の部分では、私は50万円は高いと、そう判断するんで、はっきりと再考をいただきたい。

以上であります。ご答弁を願います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） それぞれから質問がございましたが、私は今回の提案につきましては、いろいろな面での検討、研究させていただき、最も適正な年金であるという数字をもって提案をさせていただいております。どうか、この点については、議員各位のご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） いいですか、3番さん。

他にありませんか。

4番。

●小澤議員 いろいろと細部にわたりまして大勢の方から意見があり、そして町長、助役、そして総務課長からそれぞれ答弁がありました。私もこの問題については、以前から、昨年の秋ごろから、ある方から問いかけられました。この方は年配の方でありまして、国民年金をもらっている方でありまして、「私の年金は80万円そこそこだ。名誉町民の額はいかがなものか。あんた、どう考える」、このような問いかけがありました。私は、「考えさせていただきます」と言って、私の考え方は述べませんでした。非常に、町民の皆さん方は、この問題について関心を持っている。なぜならば、先ほど音喜多議員の方からも話がありました。敬老年金の廃止もし、あらゆる介護保険、すべてのものが上がってきている。非常に世の中が世知辛くなってきた。厳しくなってきた。だから、こういうことが論議される。皆さんが関心を持っている。これが町民皆さん方の考え方なんです。

今回の16号議案の対象の方につきましては、非常に町に対して貢献をされた。この厚岸町を背負って立った、すばらしい方であった。そのことは万人が認めるところであります。だから、16号議案のときには一人の異論者もなし、満場一致で決まったわけですよ。高く皆さんが評価をしているわけでありまして。

しかし、こう厳しくなってきたときに、実際問題として、町長は先ほどから30号議案と16号議案は別だと、そうおっしゃる。確かにそうでしょう。だが、現実はこれとプラスしていくんですよね。関連性が出てくる。100万円という数字が出てくるわけです。果たして、町民の皆さん方これで理解していただけるだろうか、そう思うんです。町長はいつも公の場で、協働のまちづくり、この町に住んでいてよかったな、そういう町に

したいと絶えずおっしゃっておられます。そのとおりだと思います。だから、皆さん方の町民の声というものは、やはり幅広く拾い上げる。これが町長としての最大の責務じゃないだろうか、このように思うんです。

そういったときに、やはりこれはまた金額にこだわってまことに悪いんですけれども、今管内市町村の額も先ほど示されました。50万円、60万円、そして町長の月額相当分、いろいろ町村でありますけれども、中で一番低かったのが鶴居村の30万円。こういう線も出ております。そういったときに、先ほど南谷議員の方から50万円というこの額を再考するつもりはないのかという問いかけに、町長ははっきり「ありません」とおっしゃいましたね。だが、これはやはり私どもとして、じゃあここでイエスかノーかっていったときに、正直言って私は席を外したいです。だが、木村庄之助は真ん中へ軍配を上げたためしはないんです。必ずどっちかに上げないかん。これは特にね、やはり中をとってというわけではないけれども、鶴居村の30万円、この線で再考いただけないものか、再度町長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） それぞれからご意見を、また質問をいただいたわけでありまして。また、町長としての提案権のある責任ある答弁もさせていただきました。しかしながら、いろいろとご意見を聞く中で、議員は議員の考えももちろん私は大事にしなければならない。行政と議会は車の両輪であります。そういう立場でいろいろな50万円に対する議論がありましたが、私といたしましては、信念を持って提案をいたしましたつもりであります。それぞれの議員の気持ちも理解できます。そういう意味において、再度検討を議員の意を踏まえたものも考慮しなければならないのかなという気持ちも持つわけでありまして、この点議員の皆様方がしからば幾らが妥当なのかということも明確に議論の中でお話しいただきませんと、私といたしましては、提出した以上は理解できません。

ですから、そういう意味において、この条例を撤回するということではありませんが、休憩時間をいただいて協議をいただきたい。そして、その取り扱いについてはどうするかという中で、再論議をさせていただきたいと思っておりますので、この点ご理解をいただきたいと存じます。

（「よろしくお願いします」の声あり）

●議長（稲井議員） それでは、お諮りいたします。

ただいま、町長からの意思表示がありました。それで、先ほど私この議案30号が全部終了するまで今日の時間延長ということでお願いしたんですが、ただいまの町長のお言葉からいくと、今日は大変無理でないかと、このように思いますので……。

（発言する者あり）

●議長（稲井議員） ここで休憩いたします。

午後 5 時17分休憩

午後 5 時50分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、町長から議案第30号 厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の制定についての事件の訂正請求書が届きました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） 事件の訂正請求でございます。

平成18年3月8日提出した事件につきまして、次のとおり訂正いたしたいので、請求をいたします。

件名でございます。議案第30号 厚岸町名誉町民に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

訂正理由につきましては、条文の精査によるものでございます。

訂正内容でございます。改正文中、「町長の給料月額に相当する額（以下「町長給料月額相当額」という。）」を「50万円」でございます。この部分を「町長の給料月額に相当する額（以下「町長給料月額相当額」という。）」を「30万円」に改める内容でございます。

- 議長（稲井議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求を承認することに決定いたしました。

これより訂正請求についての質疑を行います。

ありませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、13日に延会したいと思います、
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこの程度にとどめ、延会いたします。

午後 5 時53分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年3月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員